

1. 議事日程第3号

(平成19年第1回大口町議会定例会)

平成19年3月8日
午前9時30分開議
於 議 場

日程第1 議案に対する質疑

日程第2 議案の委員会付託

2. 出席議員は次のとおりである。(17名)

1番	吉田 正	2番	田中 一成
3番	柘植 満	4番	鈴木 喜博
5番	木野 春徳	6番	齊木 一三
7番	倉知 敏美	8番	寺澤 正和
10番	宮地 計年	11番	酒井 久和
12番	伊藤 錦邑	13番	吉田 正輝
14番	河合 唯敏	15番	安藤 桂
16番	大森 道弘	17番	高橋 歳治
18番	宇野 昌康		

3. 欠席議員は次のとおりである。(なし)

4. 欠員(1名)9番

5. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長	酒井 鎧	助 役	社本 一裕
教 育 長	井上 辰廣	政策調整室長	佐藤 義則
総 務 部 長	森 進	健康福祉部長	水野 正利
環境建設部長	山田 三夫	会計室長	前田 劔吉
教 育 部 長	鈴木 宗幸	政策調整課長	近藤 則義
行 政 課 長	馬場 輝彦	企画財政課長	大森 滋

情報課長	小島幹久	税務課長	松浦文雄
生活課長	近藤孝文	福祉課長	村田貞俊
こども課長	鈴木一夫	保育長	稲垣朝子
保険年金課長	吉田治則	地域振興課長	星野健一
健康課長	河合俊英	環境経済課長	近藤定昭
建設課長	野田透	都市開発課長	杉本勝広
		監査委員	
下水道課長	前田正徳	事務局長	掛布賢治
学校教育課長	江口利光	生涯学習課長	三輪恒久

6. 職務のため議場に出席した事務局職員の職氏名

		議会事務局	
議会事務局長	近藤登	次長	佐藤幹広

開議の宣告

議長（安藤 桂君） 皆さん、おはようございます。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。

健康福祉部長より発言を求められておりますので、許可します。

健康福祉部長（水野正利君） 改めて、おはようございます。

去る3月6日の議案第16号 平成18年度大口町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）の議案に対する質疑におきまして、吉田正議員から13ページの介護納付金28万3,000円の減額理由、あるいは平成18年度の介護保険分の収入・支出の関係はどのようになっているかの御質問をいただきました。この件につきまして答弁漏れがございましたので、お答えをさせていただきます。

まず介護納付金28万3,000円の減額理由でございますが、平成18年度当初予算におきましては、事務局が見込みました1人当たりの概算費用は、平成17年12月現在における国からの参考数値をもとに1人当たり4万7,700円で計上いたしました。その後、平成18年4月1日、いわゆる18年度当初でございますが、国から改めて示された1人当たりの概算費用としましては、確定単価が1人当たり4万7,578円と下がっております。こうしたことにより、今回、減額するものでございます。

次に、平成18年度の介護保険分の収入・支出の関係につきましては確定しておりませんので、平成17年度分につきまして御説明を申し上げます。まず支出でございますが、介護納付金の確定額が9,113万2,500円、これに対する財源、いわゆる収入は、介護分に係る税としましては4,377万6,155円、そして国庫補助金が4,473万9,662円で、この二つを足しますと収入の合計が8,851万5,817円となります。支出に対して収入が、差し引き261万6,683円不足することになります。この不足分を医療分の税等で現在補っているという結果になっておりますので、よろしく申し上げます。

議長（安藤 桂君） 続いて、企画財政課長から発言を求められておりますので、許可します。

企画財政課長。

企画財政課長（大森 滋君） それでは、一昨日、平成19年度当初予算案の歳入の質疑におきまして、倉知議員から三位一体改革による収入の増減についてのお尋ねがございました。これについてお答えをしておりませんので、ここでお答えをさせていただきます。

三位一体の改革によります税源の移譲、あるいは所得譲与税の廃止分、あるいは補助金の廃止分等を計算しますと、年間9,525万5,000円の増収ということですので、よろしく願いいたします。以上です。

議案に対する質疑

議長(安藤 桂君) 日程第1、議案に対する質疑を行います。

それでは3月6日の質疑が途中になっておりましたので、議案第21号 平成19年度大口町一般会計予算の歳出から質疑を行います。

款1.議会費及び款2.総務費について、予算に関する説明書の30ページから85ページまでです。ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 宮地計年議員。

10番(宮地計年君) 最初にちょっとお聞きしておきたいと思いますが、昨年、ネットワークの配信コンテンツということですが、今回どこに入っているか、総務部長の方から教えていただきたい。

議長(安藤 桂君) 総務部長。

総務部長(森 進君) 御指名ですので、お答えをさせていただきます。

昨年お話を、今の宮地議員さんからいただきました事案につきましての19年度当初予算での予算であります。215ページ、款10.教育費、項4.社会教育費、目1.社会教育総務費の委託料であります。芸能文化事業開催委託料、ここに計上されております。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 宮地計年君。

10番(宮地計年君) もう1点、これはまた後でそのときが来ましたらお聞きしますが、65ページの土地評価業務委託料、これは去年と思うと大幅にアップになっていますが、これはどういうふうかお聞かせいただきたいと思いますが、よろしくお願いします。

議長(安藤 桂君) 税務課長。

税務課長(松浦文雄君) ただいま宮地議員さんから、65ページの土地評価業務委託料について御質問がありました。

昨年と比べて、かなり増額になっているがという質問でございます。この金額の増につきましては、平成18年度が評価替えの年でちょうど終わったわけでありまして、19年度からまた新たに、航空写真等の評価替えの事務作業のため、最初の年は毎年2,000万近く計上しておりますので、よろしくお願いたします。

議長(安藤 桂君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 初めに37ページの中段より下の委託料ですが、電話交換等委託料 502万円組んでございますが、以前からこれは委託事業としてやっておられるようでありますけれども、実態はどういう会社に委託をして、町の方に派遣をされてやられている方は実質何名でどういう形でやっておられるのか。何でお聞きしますかといいますと、もし人材派遣会社等から派遣をされている方にやってもらっているということになりますと、御承知のように、一定年数以上同じ業務を現場でやっておられるということになりますと、元請といいますか、大口町の方が正規雇用をしなければならないというような法律がありますね、人材派遣の。そういうことに抵触をしていないだろうというふうに思いますけれども、そういう懸念がありましたので御質問させていただきました。

それから次のページですが、行政区に対する交付金 1,550万 8,000円は一括交付金に改めたということでありまして、今まで全体で交付していたものと今年度予算では差し引きどのような変化があるのか、お伺いをいたします。

それから、その下の非核平和推進事業であります。ことしはずか2万 6,000円でどういうものがやっていただけるのでしょうか。年々予算が減少して、数十万円規模から、ついに2万 6,000円という額になってしまいましたけれども、これに関連しまして、例えば大口中学校の中にある大口神社を中止をして平和公園化をしていくということや、遺族会の皆さん、戦後60年余経まして、これを存続しながら戦没者慰霊ということもなかなか難しくなってきたと。しかし、戦争で命を落とされた皆さんを慰霊していく、それは平和事業の一環ではないかなというふうなことも私は思っているところであります。そういうものを一体的にとらえながら、なお一層非核平和事業というものの位置づけを総合的に位置づけながら進めていくという視点があってもいいのではないかなというふうに思いますので、考え方をお尋ねしておきます。

それから、どこで質問していいかわからなかったものですからここで質問させていただきますが、町長の所信表明演説で 180万 2,000円の歳入の増加見込みと 1,627万 8,000円の歳出の削減を集中改革プランの事務事業の見直しによって行いましたというふうにあるんですが、残念ながらその内訳が何の資料もなく、わかりません。私どもが逐一細かいことについて質問することについて、町長から不快感が示されましたけれども、近隣の扶桑町や江南市を見ますと、予算や決算についての説明資料が非常に充実をしております。ですから、積算根拠とか、細かいことについて一々質問しなくても、事前にそれさえ見ていればわかる。大口町のように細かい質問をしなくて済むという事情があることは事務当局も御承知のとおりであります。そうした近隣並みの説明資料をきちんと予算書などに具備をしていただければ、細かい質問などはなくて済むというメリットがあるわけでありまして、近隣でやっていることを大口町がやら

ないでいて議員の質問が多過ぎると言われるのは、私は甚だ遺憾でありますので、そうした点についての改善もぜひ求めたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（安藤 桂君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 田中議員より御質問をいただきました。

まず電話交換業務ということで、37ページの委託料の13番、電話交換等委託料で502万円という計上がございます。現実的には、岩倉にあります光洋ビル管理というところに委託で契約をしております。実際としては4人の方が大口町に行くよということで、そのうちの2人が常時詰めてみえと。業務はもちろん電話交換室で電話交換をしているという内容になっております。派遣法云々ということでありますけれども、あくまでも大口町としては委託契約を結んで来ていただいてやっていただいておりますということで考えております。

続きまして、39ページの行政区の交付金の話であります。19年度の予算としては、1,550万8,000円という計上で御提案が申し上げてあります。予算の概要の一番最終ページ、29ページの一番上の段を見ますと、行政課ということで行政区の交付金、その前年対比が影響額ということで記載がでございます。で171万9,000円、行政区交付金増として681万2,000円、その下3段が減ですけれども、防犯灯設置補助金が396万1,000円、防犯灯の維持管理交付金が322万円、自主防災設備の補助金が135万円ということで、これは対前年でいくと171万9,000円ほど減るという数字が載っております。ただし、これは区長会の方で何度も何度も協議をさせていただいた結果の数字でもあるんですけれども、補助金の中でも今言いました統合していく補助金の中で、年度によって差があるということは周知の事実であろうというふうに思います。ですので、冒頭、計算をするときには、過去3年間の平均をとって数値を出したということでありますので、あくまでも過去3年間の平均の数字を見ると、若干ですけれども増加だということで数字を設定しておりますので、御理解が願いたいと思います。

続きまして、同じく39ページの非核平和事業ということであります。今年度の予算、トータルで2万6,000円ということで非常に少額ではないかということであります。前年はチェルノブイリのちょうど20年ということで、有料のパネルを借りてやりました。その前の年もいろんな有料のパネルを借りてやったんですけれども、今年度は一度原点に立ち返って、広島・長崎のパネル展示をしたいということで、このパネルについては使用料については無料だということで、今年度は予算的には非常に少ない額で計上させていただいておりますけれども、引き続き非核のPRをしていきたいと思っております。以上です。

議長（安藤 桂君） 企画財政課長。

企画財政課長（大森 滋君） それでは集中改革プランにつきまして、田中議員からの御質問にお答えをさせていただきます。

細かいところにつきましては、各担当課の方でお願いをしたいというふうに思いますけれども、お配りをしております歳入歳出予算の概要の29ページをお開きいただきたいと思います。ここに集中改革プランの影響額の一覧表ということで掲上させていただいております。

行政課の行政区交付金につきましては、今お話をさせていただいたとおりであります。

それから、生活課の交通災害共済の公費の負担廃止につきましても、以前から委員会協議会、全協等でお話をさせていただいております。

それから、福祉課のものにつきましては敬老祝い金の見直しということで、これも御承知のように、80歳以上の支給対象を喜寿、米寿、白寿という節目の中で祝い金をお配りさせていただくという事業に変えたということ。あるいは、各区にお年寄りの人口で1,000円ずつを交付して、各区でお年寄りの敬老についてお祝いをしていただくというような事業に見直しをさせていただいております。それから、母子家庭医療費の扶助の廃止ということで、これは愛知県下市町単独の扶助が廃止傾向にあるという中で、廃止を大口町についてもさせていただくということになります。

それから、環境経済課の浄化槽の清掃助成金の廃止につきまして、これも年間1世帯当たり1,000円の助成ということになります。現在、これは浄化槽の清掃を奨励するというで設けた補助金でありますけれども、90%近い町内の浄化槽について、年間の委託契約が結ばれておるといような実態等を考慮して廃止をしていくということになります。それから、商工会の補助金につきましては、これは商工会との協議の中で、11年度以前につきましては2,400万であったものを、ホームページ等の開設で12年度以降に2,800万に増額したということがありまして、その経緯の中でホームページ等の開設についても一段落したということ、あるいはほかに新規の事業を商工会として展開する予定がないということで、そういう中で補助金の見直しをさせていただいたものであります。それから、下水道の徴収業務委託につきましては、収入の方で180万ほどの増額を見込んでおりますけれども、これは下水道の使用料を丹羽広域事務組合の水道部の方に委託をするということで、その結果、徴収率が上がるのではないかとということで歳入の増の見込みをさせていただいたものであります。

それから、生涯学習課の芸能文化事業の見直しにつきましては、この間の事業の見直しをする中で、芸能文化事業の見直しが必要であるということで見直しをしたものであります。それから、全庁での負担金の見直し、これは負担金につきましてもなるべく少ない負担金で協議会等の運営をお願いしていきたいということで各課にお願いをしまして、19年度につきましては19万7,000円の減額をできたということになります。以上です。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 田中一成君。

2番（田中一成君） 非核平和事業については、私の求めたことに全面的に答えてもらえておりません。大口神社がなくなることと、戦後60年たって遺族会の皆さんの高齢化等があって、今までのように神社でやることができないわけですね。そういう事業なども一体的に見ながら、大口町としての非核平和推進という視点でやるような構想を持っていかないと、戦没者の皆さんに対して、今までどおりやるということがなかなか遺族会の皆さんは難しくなっている中で、そういうものを慰霊するといいますが、平和を思い起こす機会として、町の方がきちんとやるべきじゃないのかなというふうに思ったものですから、先ほどの質問をさせていただいたわけですが、そこら辺、所見がなければいいですけども。

それから、今、企画財政課長から概要に基づいて説明がありましたけれども、町長の所信表明演説で言っている削減額 1,627万 8,000円というのと、この概要では 1,808万円と数字が違ったりしているわけで、若干の違いなんでしょうけれども、ここら辺はわかるように、町長の所信表明演説の中で示された数字の内訳を資料をつくって説明をまたの機会にでもきちんとしていただかないと、これではどっちが本当なのかわからないですよ。

それから、総務部長どうですか、江南や扶桑程度の説明資料をつけたらどうですか。我々、これを質問しようと思ったら全部質問できるんですよ、そういうのがないから。積算根拠はどうなんですかと。去年より減っていますね、少ないですねと。あるいはふえていますねと。それを一々質問するのはばかげた話なんです、そんなことは事務的なことで。積算根拠はこうなんですと、変化しているのはこういう根拠ですというぐらいの資料は全部つけたっていいでしょう、事前に。何か都合悪いんですか。江南や扶桑はつけているんですよ、そういうのは。そうすれば町長に毛嫌いされるような質問もやらなくて済むわけですから、事務的なことは事前に資料としてつくってください。例えば今度の決算のときからでもいいですよ。そうしたら、こんな本会議で細かいことをことことこととやらなくて済む質問がいっぱいあるはずですよ。どうですか。

議長（安藤 桂君） 企画財政課長。

企画財政課長（大森 滋君） それでは、先ほど田中議員からの御質問であります、町長の所信表明演説では、歳入見込みの増額が 180万 2,000円、それから歳出削減が 1,627万 8,000円ということで施政方針演説の内容があったと思うわけですけども、それと当初予算の概要の数字の違いということですが、当初予算の概要につきましては、要は歳出については削減、収入についてはふえたものの総額として 1,808万というふうに計上させていただいております。したがって、町長の所信表明演説の数字を足していただきますと、影響額として同じ額になるということで御理解をいただきたいと思っております。

それから、先ほどちょっと私、抜かしてしまいましたけれども、社会福祉協議会の補助金の

見直しにつきましても行っておりまして、これにつきましては社会福祉協議会の基金残高が6,330万あるということ、あるいは繰越金が3,000万以上あるという中で、町から4,000万の補助金が出ておるといふ実態の中で協議をしながら削減をさせていただいておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（安藤 桂君） 総務部長。

総務部長（森 進君） 予算、あるいは決算に係る説明資料ということでお話があったわけでございますが、御承知のように、予算につきましても決算につきましてもコンピューター化をされておりまして、予算については事業別の予算編成を機械化して実施しておるといふ状況です。ただ、これが決算にうまく今は連動していないという部分が現状の状況でもあります。そういう中で、今、田中議員さんからお話のあった資料の作成等につきましては、今入れておりますコンピューターを活用した中で何かできるかどうかというようにことを考えていきたいというふうには思っておりますので、御理解をいただきたいと思ひます。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） まず39ページの行政区への交付金の問題ですけれども、防犯灯や災害関係をもとめたということなんですけれども、しかし、集中改革プランの影響額の一覧表を見ると減額をしているという結果が出ておりますね。それとこの予算書との関係ですけれども、非常に私はわかりにくいというふうに思ふんですね。ですから、そこら辺はどうなっているのか、いま一度御説明がいただきたいと思ひます。

それから、45ページのところの職員研修ですけれども、これは今後、職員研修に努めながら人事評価をしていくというようなことなんですけれども、昨年の人事院勧告、一昨年の人事院勧告ですか、A段階からE段階に5段階に分けて、5段階でしたかね、評価していくというような人事評価制度を導入せよということで勧告の中に盛り込まれたんですね。私はそのことを前の補正予算のところでも聞きたかったわけなんですけれども、当面、19年度は従前どおりやるといふような御答弁だったわけなんですけれども、ということは20年度からはそういった職員の評価をやっていくということになるわけです。だとすると、これからどうやってやっていくのが調査・研究していくというような御答弁はあったわけなんですけれども、しかし、こういう公務労働については、何か成果を探そうと思っても、なかなか難しい面があるんじゃないかなというふうに思ふんですね。民間会社のように、セールスマンの売上高だとか、工場なんかの製品の正確さであるだとか、そういったものでは公務労働というのははかれない面というのが多々私はあると思ふんですね。にもかかわらず、たくさん号給が上がるような人をつくっていくわけですけ

れども、例えばAに入るような人だったら全体の職員の10%だとか、そういう割り振りが勝手にやられていくわけですね。どうやってそんな評価をだれが一体やるのか。どういうふうにこれから進めていかれるのか、この点についてはぜひお伺いをしておきたいと思います。

それから43ページ、ちょっと戻りますけれども、暮らし楽々まちづくり事業、要するに巡回バスのところだと思うんですが、外部化という言い方でしたね、委託じゃないんですね。外部化していくということですけども、これはどういう意味を指すのか、私はわかりませんのでお教えをいただきたい。

それから、調査・研究した上で、調査も平成18年度も行われたわけですけども、これからどんな改善をしていくつもりなのかという点について私はお尋ねをしていきたいわけですけども、私自身、巡回バスというのは絶対にこれからも必要なものであるというふうに思います。乗っていないという批判もあります。しかし、これから高齢化の中で、いつかは必ず必要になってくるであろうと思われるものです。以前からあった名鉄バスは赤字だったから撤退をしました。結果、車に頼らざるを得ない町に大口町はなってしまったということも言えるんです。今、ここから巡回バスで公共交通機関を復活させ、黒字化していくということは、これは本当に大変困難な仕事だというふうに、それは理解しております。しかし、バスがあることによって、町のイメージも随分私は違ってきたのではないかなと思います。最近の住宅地図なんかにもちゃんと巡回バスのバス停も表示されていますよね。僕、びっくりしたんですけど、柏森駅のバス停が駅のところにちゃんと書いてあるもんだから、そのほかもあるのかなと思ったら全部書いてあるんですね。こうしたものを見るにつけ、町のイメージが外から見ると随分違うんだろうというふうに思います。これは人口が全国的、日本は減少していく中で、これは大口町の一つの魅力になるだろうというふうに思います。

乗ってもらう提案なんですけれども、例えばこれから花見シーズンですね。一杯飲んでいってはいかんわけです。そういう際には、巡回バスの利用を住民の皆さん方にお知らせするだとか、それから雨や雪が降りそうな前日に広報無線で宣伝するとかいうことも私は必要だというふうに思います。それから、町長さんも健康文化センターなどの会合にもトップセールスとして、最近、トップセールスというのがはやっておりますけれども、利用するだとか、あと1日券で巡回バスに乗って買い物に行くと、そのスーパーでは5%引きになるとか、例えばの話ですよ。これは二酸化炭素の抑制にもつながり、各企業もどうやってこれを抑制していこうかということで頭を抱えておるわけですので、そういう連携も私はできるんじゃないかなというふうに思うんですね。あと、回数券または現金の人はスタンプカードを発行して、10個たまったら、例えば障害者の授産所のトイレトペーパーが3個もらえるだとか、そういうことも考えてもいいんじゃないかなということをやうべ寝ずに考えておりました。

あと、特に小学校の行事なんですけれども、小学校というのは本当に駐車場が少ないんですね。特に苦情も多いわけなんですけれども、例えば小学校のさまざまな行事の際には臨時便が出るだとか、乗ると得をするというような実感を利用者の方々にも与えていただける、そういうアイデアも私は必要ではないかなというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから、65ページの徴税費の問題ですけれども、税務課の方の窓口延長が行われております。さまざまな土曜・日曜日などの行事の際には、休日でも窓口を開きますよというようなことも、昨年からですかね、もっと前からやっていたんですかね、やっておられて、それはそれで私はいいことだなあというふうに思います。しかしながら、滞納整理をするということだけを目的にするのではなく、やはり納税者の方の立場に立って相談を受けなければならないというふうに思います。滞納が多いから生活が本当にままならない、こういう人もいっぱいあると思うんです。そういう人というのは、税を滞納しているだけじゃないと思うんです。何が行き詰まっているのかといたら、既に生活が行き詰まっているんです。これは多重債務になっている可能性も非常に私は確率が高いだろうというふうに思うんです。消費者金融にお金を返すために税金が払えない人も、私もいろんな方の相談を受けておりますけれども、ほとんどの人がそういう状況です。ですから、債務を整理して生活を安定させ、そして納税してもらうためにも、今、大口町では健康文化センターで行われておりますね、多重債務相談。これは月に2回、環境経済課が所管になっている事業ですけれども、こうしたところとも一層連携しながら、要するに滞納相談ではなくて生活相談を強めていただく。テレビでよく出てくるのは、奄美大島の名瀬市というところの市民相談の窓口、これはもともと滞納整理ですよ。よくよく聞いてみたら、多重債務の人がほとんどだということなんです。沖縄とかというのはサラ金業者は4,000社ぐらいあるそうですけれども、本当に景気の悪いところほど、そういうものを借りなければならない人も多いわけですので、ぜひそういった多重債務相談の窓口とも提携をしながら滞納整理には当たっていただきたいと思います。まず生活を再建させるということを主力にして、そうした相談に当たっていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

議長（安藤 桂君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 吉田正議員から2点御質問をいただきました。

まず、39ページの行政区の交付金の差がわかりにくいというお話であります。先ほども御説明をしましたがけれども、前年度との対比というのは概要の29ページに書いてあるとおりであります。それぞれ細かい数字が並べてありますけれども、前年と比較すると、防犯灯の設置、それから防犯灯の維持管理、それから自主防災の補助金がそれぞれここにある数字のように減っておるということになります。ただし、先ほど御説明をしましたように、自主防災の整備費の補助金、これは年によってその地区がどれだけ購入をするかということによってかなり差が出

てきます。ですので、単純に18年度をもって19年度をつくるという作業ではなくて、過去3年間の平均をとらせていただきました。ちなみにその数字というのは146万7,500円であります。また、防犯灯の維持管理、これは単価2,000円ということで計算がしてございます。現在ある区の全体の数が1,743基ということで掛け算をしますと、348万6,000円ということになります。あと、防犯灯の設置費の補助金、これも年度によってかなり差があります。ですので、平均の単価と金利の伸び率を掛け合わせて、結果としては135万円という数字を使用して、それと18年度の一括交付金、今年度の一括交付金が871万3,750円をすべてトータルをしますと、1,501万7,250円という数字が出てきます。そこから比較をしていただきますと、今回、19年度の当初予算1,550万8,000円ですので、10万円単位ではありますけれども、若干ふえておるのが比較でありますので、御理解がいただきたいと思えます。

続いて、45ページの人事評価についての御質問であります。AからEの5段階評価をするのかという御質問であります。これについては、吉田議員も言われたように、総務部長の方が答弁しております。議員さんがおっしゃるとおり、公務労働は評価をするのにかなり難しい面がある。同感であります。ですので、人事評価自体が難しいという面を持っているという理解もしております。ただし、現状、大口町のすべての職員が活気があって、至極前向きにということであるかということが言えるかということ、そうではないかなという部分があるかと思えます。あくまでも大口町の職員が活気を持ってできるような職場にしていくためには、そういう評価も必要ではないのかなというふうに思えます。現状どうやってやるのかということは、まだ決定もしておりませんが、今後、調査・研究をしていきたいというふうに考えております。以上です。

議長（安藤 桂君） 政策調整課長。

政策調整課長（近藤則義君） それでは43ページの巡回バスについて、2点ほど御質問をいただきました。

まず巡回バスにつきましては、非常に興味を持って見ていただいておりますこと、この場をおかりしましてお礼を申し上げます。

まず、外部化ということで御質問いただいたかと思えますが、これは昨年的一般質問等でも御質問いただいております、町長の方からも回答させていただいておりますが、今現在は15年の3月から開始させていただきまして、町の直営というような形で町が全面運行をさせていただいておりますが、後々には例えばNPO法人での運営委託だとか、先般、職員が東京の三鷹の方に視察研修に行っておりましたが、株式会社まちづくり三鷹、これはほとんど市からの出資という形になっておる状況みたいですが、大きく違うところは、行政とは一線を画して、株式会社まちづくり三鷹が自主運営をしておるというような状況の組織だそ

うです。こんなようなところでの運営と。要するに、直営でやっていくのではなくて、行政組織以外が運営していく形のものが理想かなというふうに思っております。この底流に流れますのは、住民の参画と参加のまちづくりということで施策の中の一つにあります。町民の方等がまちづくりに積極的にかかわっていただく、町に関心を持っていただいて、大口町をいい町にさせていただくということの思いの中で、これはバス事業だけではないんですが、その中の一つとして、大口町のために役に立つということに協力していただいて、参加して、巡回バスの運営の中にも携わっていただければという思いでございます。

さらには2点目の、これからどんな改善をしていくのかというような御質問であったかと思えます。先ほども言いましたように、これで4年たって、今月で約32万人の方が利用される状況になってきたかなという統計になります。まだ32万をちょっと切っておりますが、今月末でそのぐらいの人数になっていくかなと思っております。非常に多くの方に利用していただいている状況かなというふうに、手前みそですが思っております。そういう中で、ことしに入りまして政策調整課の者で町内の会社等を訪問させていただきまして、巡回バスの利用促進についてPR等をさせていただきました中で、非常に関心を持っていただいている企業さん、会社さん、さらには知らなかったというところもありまして、PR不足というのも私ども痛感した状況もあります。逆にまた、うちの方が出すダイヤについて十分、地図も今回発行させていただきましたので、それと照らし合わせて利用できないかというのを入念にチェックしたという会社もございまして、非常に相反するというか、うれしい反面と勉強させられたというところもありました。

そういう中で、今後、どんなような改善かということでございますが、先般の議会の総務委員会、全協の中でも言いましたんですけど、非常に利用の多いところと少ないところが極端に出てきております。対前年を見ましても、一昨年8月とことし8月が比較できまして、8月からことしの2月までの9ヵ月間で比較しますと大分伸びておると、状況は間違いなくあります。そういう中で、さらにアップをしていくには何が必要かということも大分議論してあるところでございまして、先般の全協の中でも申し上げましたように、非常に少ないところの見直しというのは急務であるかと思っております。特に中部ルートの夜間が弱いかなというのを思っておりますし、これは先般も発言させていただいた状況の中で、例えば夜間のルートを非常に少ないところは当面休止するとか、それから基幹バスの基幹ルートですが、役場から柏森というふうな形で主に運行してあるんですが、御存じのように住宅が非常に少ない地区を走っております。ですから、例えば基幹ルートですと下小口へ一部入って役場へ行くとかいう形で考えてみたらどうか。若干3分か4分ぐらい時間がかかるかもしれませんが、利用増進が図れるのではないかと、いろいろ考えております。そんな中で、現行の4ルートでの利用増

進というのは、大幅増加というのは現況ではあまり望めない状況になってきつつあるかなというふうには思っておりますので、できるだけここ数ヵ月のところで大幅改正も考えていきたいというふうに思っております。いろいろ方式がたくさんあって、私ども素人ではすぐこの場ではどんな方法がいいかということもお答えできないものですから、先般も名古屋大学の教授のところへ行ってちょっと御相談してきたわけですけど、いろいろとアイデアをいただきます。そういう中で、予算の関係もございまして、経費削減ができる状況でさらに利用アップできる方法を今後早急に考えて、議員さんにもまた御指導いただきながら、より利用していただけるバスにしていきたいと思っておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

議長（安藤 桂君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） ただいま吉田議員さんから、窓口延長にかかわる多重債務の窓口の案内等について御質問いただきました。

この窓口延長開設につきましては、平成16年10月1日から開始をさせていただきまして、実績等の報告をまずさせていただきます。16年度には140万程度、6ヵ月の間でございました。17年には310万、18年の2月末現在で453万4,000円ということで、年々窓口の利用をされる方が多いということで、窓口に見える方もかなり、特に休日、日曜日の窓口延長については大変ありがたいということで声を聞いております。そんなことで、16年度から何とか納付場所をふやすということで、金額の成果を上げていると思います。

逆説にはなりますけど、公平・平等性ということで、18年度は地方税法の48条ということで、徴収事務を県税事務所で一部行っていただいております。こんなこともあって、当然、窓口相談に見える方については分納方式、いろんな方向で住民の一番納付しやすい方法でお願いしているのは当然であります。御質問にありましたように、多重債務の相談があれば職員も同じように、常時言っていることではありますが、窓口延長のときの開設のときもあわせて、より一層そのような相談があったときは案内をしていきたいと考えております。よろしく願います。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 職員研修のことで再質問させていただきますが、給料でランクづけされること自体が、本当に職員の方々にとって前向きに仕事をやる気になるのかということが重要なんですね。一部の人しか給料はどんどん上がっていかない。そういうのを見ておれば、あとの大半はじゃあどうなるんですか。やる気が薄れていく方向に私はなりかねんと思いますよ。そうじゃないですかね。一部の人がかんたんどんどん上がってしまえば、あとの人たちは置いていかれるわけですので、当然、給料でしりをたたくようなやり方というのは、私はこ

れはむしろやる気がそがれるおそれの方が非常に多いと思うんですね。みんなが本当にやる気を出して一生懸命やれば、全員の方が上がるならいいですよ。そうじゃないんですよ。何号給上がる人は何%って決めちゃうわけでしょう、先に。そういう人事評価ですので、絶対評価・相対評価って、学校の通知表も今そういうものでどういう通知表がいいのかということである苦慮する面がたくさんありますわね。それと同じことが起きかねないんですよ。だから、一体どういうふうの評価していくのか。最初からAの人は何%、Bの人は何%、こういうふう決めて給料面で差をつけていくのかどういうふうなのか、そこら辺をはっきりさせていただきたいと思います。

議長（安藤 桂君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 吉田議員の再質問にお答えを申し上げます。

給料で差をつけると、かえってそれは逆効果になるんじゃないかという御質問であります。使い方によっては、そういう嫌いもなきにしもあらずかなというふうにも思います。ですので、慎重にその方法を見きわめてやっていくというのが妥当な改正だというふうに思っております。

また、人事評価と一口に言っても、人事評価で人だけの評価する。その評価の度合いを何で持っていくかというところに難しい面があるんだろうというふうに思います。ただ、人事評価をする前に行政評価ということも今後やっていくということになっておりますけれども、実際問題、1年間なら1年間目標設定をして、例えば課、それからその職員、個人がその目標設定に向かってどれだけ意を尽くして、どれだけ努力をして、どれだけ成果を出したのかという評価をした上で、人事評価に結びつけていくというようなこともやっぱり必要ではないだろうかというふうに考えておりますので、御理解がいただきたいと思います。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） だから、Aは何%だとか、Bは何%というふうに最初から決められた、そういう給料にしていくということは否定されなかったわけだから、今ね。だから、そういうふうになるんですよ、これをこのままやっていくと。こういうことをやって、かえって社員の士気が落ちたといって、こういう評価の仕方を改めた大企業さんも現にあるわけでしょう、去年だか一昨年だか。大きくそういった記事なんかも新聞で報道されました。そういうことが本当にいいことなのかどうなのか。人事院勧告に書いてあるからそのままやればいいという考え方では、職員のやる気を引き起こすものには私はならないというふうに思います。むしろ住民の皆さん方に対して、本当に自分はこういうことができるんだということで、自分の能力を發揮して、そうした中で住民の皆さん方に喜んでもらって、初めて自分たちの仕事の喜びというのが味わえるんだというふうに思うんです。あのときにあなたにこうやって教えてもらって本

当に助かったわって。僕も14年と9ヵ月、市役所におったもんですから余計思うんですけども、そうやって感謝されたときが一番の自分のね、皆さん方もそうだと思うんですよ。仕事をやっている中でのそれが一番の喜びだと思うんですよ。そういうものを評価するということは、私はとてもできないと思うんです。給料でその人その人の仕事の評価をする。これは、私はむしろ職員のやる気を阻害させる、一番大きな失敗に陥るだろうというふうに申し上げておきます。以上です。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 伊藤錦邑君。

12番（伊藤錦邑君） 42ページに職員管理費というのがございますので、物の考え方について二、三、お聞きをしていきたいと思えます。

まず最初に、現在、大口町には特殊勤務手当というのが多分残っているかと思えますけれども、この特殊勤務手当の性格と申しますか、給料表で対応できない部分をこうしたもので補うんだというような考え方のございますけれども、現状どのようなふうになっているか、ひとつお聞きをしておきます。

それから給与の関係でございますが、時間外勤務手当というのがございますね。これは一番最後の方に給料表というのがありますので、その表で計算していきますと、大口町の時間外勤務手当と給料総額の対比は7%ですかね。指数でいきますと0.07ですね、平均いたしますとね。この0.07という指数が、果たして他の自治体なんかと比較されたことがあるのかどうかということもお聞きしたいと思えますし、この0.07という時間外勤務手当の比率に対して、どのように考えていらっしゃるかということですね。二つ目。

それから三つ目は、この時間外勤務手当の実態をそれぞれの項目でずうっと比較をしてみますと、少ないところは時間外勤務手当ゼロというところもあるんですね。多いところへいきますと、0.11というところもあるんですね。ということは1割1分、11%ということですかね。給料に占める比率がゼロのところもあるし、0.11というところもあります。それから、大体こういう時間外勤務手当の計上というのは基本的に何かがあって、そういう比例に従ってある程度均衡を図りながらやっていくというような考え方が私は基本的なものじゃないかなという気がするわけですが、非常に大きな差があるわけでございますので、そうした実際の内容ですね。一番多いところではいきますと0.14ですね、ということは給与総額の14%が時間外勤務手当になっているということでございます。したがって、その3点についてまずお聞きをしたいと思えます。

議長（安藤 桂君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 給与関係で伊藤議員から御質問をいただきました。

まず特殊勤務手当の件でありますけれども、現在、大口町の特殊勤務手当は1項目だけございます。253ページの給与費明細のところうたってございますが、クの特務手当ということであります。代表的な特殊勤務手当の名称ということで、保育手当がここに上げてあるとおりであります。本給の4%、最高額が4,000円ということになっておりまして、給与総額に対する比率は0.2%、支給対象職員の比率としては17.8%ということであります。

続きまして、時間外勤務手当のお話であります。まず249ページの時間外勤務手当の欄を見ていただきますと、本年度と前年度の比較が載っております。本年度は6,082万6,000円、前年度が5,220万6,000円、比較として862万円。大幅に伸びておりますが、これは選挙であります。862万ほとんどが選挙で伸びておりますので、御理解がいただきたいと思っております。

続きまして、数字に置きかえると0.07と平均でなっているということでもあります。ほかの自治体と比べたことがあるかということと、どのように考えているかということでもありますけれども、こういう数字を出してほかの自治体と比べたということはありません。ただ、補正の段階、昨年12月の補正のときにも時間外については質疑をそれぞれいただいております。その中でも1人頭になると、最高、月については30何時間という計算の数字もお示しをしたと思っております。もちろん健康のためにはない方がいいに決まっておりますけれども、ただ、年間を通して職員数が要るんだということについては極力張りつけがしてあるつもりであります。ただ、年間を通してじゃなくて、季節的にどうしても、例えば3ヵ月だけはどうしても時間外が要るんだというようなところには、人間の体を0.3人分張りつけるといってもいけませんので、時間外対応になるということもやむを得ないかなあというふうに思います。ただし、全体としては正職員の数、それから臨時職員の数と時間外のトータルで見て、職員が健康で、なおかつ事業が進んでいくというような状態にするのがベストだというふうには考えております。現実なかなか難しいという局面を持っておるといっても思いながら、そのようにしていきたいというふうに考えておりますので、御理解が願いたいと思っております。

（「特殊勤務手当の趣旨」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） これは、昔から特殊勤務手当でかなり数がございました。それで、いろんなこともあって、最終的には今現在、保育手当だけが残っております。保育手当につきましては従前からありますので、従前の方々の話として伝え聞いておる部分を聞きますと、保育については特殊な勤務体系であるということで、昔は今現在の額の倍、最高8,000円というようなことでもありましたが、特殊勤務手当が住民の批判を浴びるという中で、ほかの特務手当を廃止した中で、今の保育手当については半減をするというようなことで現在に至って

おります。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 伊藤錦邑君。

12番(伊藤錦邑君) 大体予想をしておったような回答でございます。

いつもこの表を出していかんですけれども、市町村の財政指数表というのがございまして、類似団体で大口町はほとんどの部分が46町村のうちの1けたですが、ただ一つだけありますのが定員管理の問題ですね。これは大口町は職員数が少ないという定員管理になっているんです。これだけが2けたになっております。したがって、そこらあたりを基本的に考えていきますと、時間外勤務手当というのをもっとお考えになるべきではないかなというように私は思います。先ほど0.7というのが比較したことがないというお話ですけれども、例えば予算編成なんかの具体的な取り組みなんかをごらんになると、おおむねそうしたものに対する考え方もあるんですね、実際は。私が記憶しておりましたのは0.4という数字であったわけですね。そこらあたりが実際、現在、他の市町村がどのような比率になっているかということ、これはどうということかといいますと、最終的には人の数の問題になってくるんですね。それで先ほど言いました、それぞれの項目ごとのウエートを見ていきますと、少なくとも0.1何がしななというところ、多分、これは管理職は時間外勤務手当がつきませんので、一般職だけで考えていきますと、かなりの額になるわけですね、その課の中の1割が時間外勤務手当ということになる。したがって、当然、そういうことに対しては、例えば0.0以下になるような配置とかそういうものをお考えにならないと、これは非常に偏った、特殊なところは非常に忙しいけれども、特殊なところは時間外勤務手当ゼロというところもあるわけですので、そうしたことについては相当慎重にお考えになるべきではないかなあというふうに思っております。

それで、具体的に平成18年度を見てみますと、やはり0.07ですね、特殊なものを除きまして。今年も、先ほど回答がありましたように、選挙関係の経費を引きますと、やはり0.07程度になるわけですね。ですから、比率としては大口町は0.07と言ってもいいだろうと思うんですけれども、そこらあたりは今後、人の配置とかそういった問題につながってまいりますので、いわゆる定員管理という問題に直接影響してくるものだと思いますので、ぜひ他の市町村を比較されるとか、類団で比較されると一番いいかと思っておりますけれども、そういうことをお考えにならないと、大口だけのスタッフといいますか、制度、大口だけの組織ということになりかねませんので、今後、そういうこともぜひお考えの中に入れていただいて、それぞれ組織の中でもそういうものは十分配慮しながら、できるだけ均衡のとれるような組織を編成されていくべきではないかというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長(安藤 桂君) 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 伊藤議員から再質問をいただきました。

御質問の中にも、選挙を引くと0.07という数字をお示ししていただいて、若干ほっとした部分もあるんですけれども、先ほどの答弁で申し上げたとおり、時間外だけが多い少ないということではなくて、本来はやっぱり正職員の数、それから臨時職員の数、そして時間外だというふうな頭で考えております。ただし、全部が平等に、均等にとすることはなかなか難しいというふうに考えながら予算編成をしております。議員さんの御意見は御意見として、今後の参考にしてまいりたいというふうに思っております。以上です。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 河合唯敏君。

14番（河合唯敏君） 35ページの区長の報酬について、ちょっとだけお伺いしておきたいと思いますが、かつては議案の中で質疑を申し上げたこともございますが、区長さんの手当は従前どおり5万5,000円変わりなしと、こういうことでございます。それで、すぐ下の評価審査委員会の表を見ますと、1回当たりが5,900円という単価になっておりますね。区長さんは例えば1年に12回出てこられる、これは5万5,000円。委員さんはそういう形で延べ計算をして、委員さん並みに区長さんをすると7万800円ですか、こんな金額になるのかと思います。委員さんは招集がなければ出てみえない。区長さんは月に1回の例会があり、さらにまた区の用事等々でお出かけになっておると。私は非常にこれは不均衡を感じますけれども、ぜひひとつ補正でも区長さんの報酬の引き上げをしていただきたいと思います。いかがですか。

議長（安藤 桂君） 行政課長。

行政課長（馬場輝彦君） 河合議員から35ページの区長報酬について御質問をいただきました。

区長報酬について、会長が月5万6,000円、区長さんとしては5万5,000円という数字があるんですけども、その下に書いてある固定資産の評価審査委員会の委員については1回で5,900円だと。確かに割り算をしますと、区長さんの報酬についてはほとんど変わらないというふうな割り算になるのかと思います。この額につきましては、特別職の報酬等の条例の中に入られております。その中で決めておまして、最近報酬審議会、これは三役や議員さんの報酬を決めていただく報酬の審議会がございます。これは人勤があってもなくても毎年開いておるという状態であります。その中でも、最近、人勤等の率が少ないということもあって、平成10年の4月から改正がなされておられません。ですので、区長さん、あるいは固定資産の評価委員の1回当たりという数字も改正がしていないというのが実態としてあります。ただ、今言われるような話とは若干筋が違うのかもしれませんが、そういう経過があるということと、区長さんにつきましては、大口町の特別職としての区長さん、それから区の代表とし

ての区長さんということもあります。ですので、あくまでも町の特別職としての報酬ということと考えております。ただ、今の比較をすると、今後、見直す段についてはその辺も検討に入れて改正がしていきたいというふうに考えます。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 木野春徳君。

5番（木野春徳君） 41ページに地方分権推進事業とありますけれども、ここで町民参加条例策定委員会というのがあるんですけれども、先回いろいろと説明を受けましたけれども、ちょっとよくわからないので、もう一度御説明をいただきたいと思いますが、いかがですか。

議長（安藤 桂君） 政策調整課長。

政策調整課長（近藤則義君） 木野議員さんから、41ページの町民参加条例の関係で御質問いただきました。さらにもう少し詳しくということの質問であったかと思えます。

こちらの予算計上させていただきました関係につきましては、総額で大体132万円計上させていただきました。その内訳ということでございます。その上のところにアドバイザーとございますが、45万円ございます。そのうちの10万円がこの事業に該当させていただき、2万円の5回ということで考えております。それから、次にこの委員報酬が29万5,000円、このまま金額ずばりで、これは先ほどありました5,900円の10人ということで5回予定しております。公募の後、5回予定しております。それから、これに係る費用弁償ということで2万5,000円計上させていただきました。費用弁償は8万5,000円となっておりますが、そのうちの2万5,000円をこれに当てがわせていただきたいというふうに思っております。最後になりますが、はねていただきまして3行目、印刷製本費というのがございます。90万円でございますが、これが町民の皆さんにこの条文をわかりやすく解説するパンフレットというか、御理解していただくためのパンフレットということで、これを大体今現在では8ページのものを考えておまして、9,000部ということで考えております。締めて132万ということで予算計上させていただきました。

また、町民参加条例につきましては、大口町の主要施策の柱となっております住民の参画と参加のまちづくりを進めるということで、この参加条例につきましては、まちづくりに欠かすことができない町民の皆さんの力を町政に的確に反映させるというようなことの仕組みとしてこういうものをつくっていききたいということで考えておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 木野春徳君。

5番（木野春徳君） ちょっと私、勉強不足で申しわけないんですけども、以前、まちづくり条例というのが策定されて、一度出されたということを聞いていますが、それとは全く別のものをつくれようとしているのか。また、委員構成ですけれども、委員さんというのは、大口町の場合、いろんな委員会がありますけれども、大体人が偏ったようなことをよく聞きますけれども、その辺のあたりをもう一度お聞きすると、大体いつごろに策定をされるめどというか、そういうものがあれば教えていただきたいと思いますが、いかがでしょう。

議長（安藤 桂君） 政策調整室長。

政策調整室長（佐藤義則君） それでは、木野議員の御質問ですけれども、まず前のまちづくり基本条例がありましたけれども、これに基づいて町民参加条例もつながりはあると思いますけれども、全く一緒ではないと思います。これは町民が町政に直接参加できるという形になってきますので、これはいろんな分野に入ってくると思います。基本的に今、スケジュールのお話も出ましたけれども、4月の広報で公募をします。それで、先ほど課長が言いましたように、策定会議は5回やりまして、これはパブリックコメントも含んでやりまして、12月の議会上程ということになると思います。その中で、委員会とか全協についてはその都度報告する形になると思います。

それから、公募につきましても、町の2万人の人口の中で町政に対して関心の高い人ですので、確かに公募される方は同じような方も出られるかもしれませんが、基本的には公募された方の面接をして、町が希望に合う方だという選定をして決めていきますので、できるだけ多くの方に参加をしていただきたいと思いますと考えております。よろしくお願いします。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 木野春徳君。

5番（木野春徳君） 今、委員さんの方も公募ということですが、ただ、いろんな委員さんに出ていただくのに、公募もありますけれども、例えば依頼をされる場合もあると思うんです。そういう場合に、すべてが公募ではないと思うんですけど、そういう団体の方に依頼をされる場合でも、団体の長ばかりではなくて、団体の中の代表と。長ではなくて、その中で参加をしたいという人もぜひ入れていただきたいと思います。結局、町民が本当に町のために意見言って、意見を吸い上げられるようなものをつくり上げていただくように要望して質疑を終わります。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正輝君。

13番（吉田正輝君） 43ページ、巡回バスについて、先ほどの正議員とは同じ吉田ですが、

観点が全然違いますので、一遍よく聞いていただきたいと思います。

昨年の決算委員会で指摘させていただきましたが、時刻表とか、平均乗車率とか、乗車率がゼロとか、ゼロから 0.5人とか、できれば 1 を割るような時間帯は統合するなり廃車にして、予算をできるだけ減額してほしいという要望は出したと思いますが、昨年度分と思うと 500万円ぐらい増額されていますが、この理由をひとつ説明してください。

それと、予算概要の中に巡回バス事業の外部化を進めているということが書いてありますけど、これはどういうことか、ちょっと説明していただきたい。

それと、町長が昨年、10月から企業とタイアップしてやっているということを書いてみえましたが、5ヵ月たちましたが、この実態がどういうふうになっているかということ。それと、近隣市町で巡回バス事業をやっているところがありますが、その内容等がわかれば、それを一遍教えてください。

それと、63ページの全期前納報奨金が上がっていますが、いろいろあると思うんですが、どういうものが主か。税金の前納報奨金はなしにするような話も聞いていましたが、その辺の内容をちょっと教えてください。以上です。

議長（安藤 桂君） 政策調整課長。

政策調整課長（近藤則義君） 吉田正輝議員さんから、巡回バスについて大きく 4 点御質問いただきました。

まず金額の関係ですけど、43ページで19節の 5,479万 1,000円の御質問であったかと思いますが、対前年ですと昨年から 500万ほど増加しておると。この理由につきましては、支出負担行為というものを契約のときに直前に起こします。この負担行為を起こすときに、まず定額で契約をしますので、460何万の金額ということになるかと思いますが、それを起こす関係で、総額がないと負担行為が起こせないという状況がございます。ですから、負担行為を起こす必要性があるということで金額のアップというふうになっております。したがって、最終的には運賃収入が生じてまいりますので、5,000万を切った金額、18年度と近い金額になるかというふうに思います。

それから、外部化を進めているがどんな状況かということですが、これは先ほど吉田正議員さんから御質問いただいた中で御回答させていただいた状況ということでございます。まだ具体化できる状況までには至っておりませんが、それに向けての足場づくりというような形で、今、努力はさせていただいておるわけですけど、まだ具体化するまでには至っていないという状況でございます。先ほども言いましたように、会社訪問する中で、企業の会社の従業員の送迎等もコミュニティーバスの中の一つとして組み入れていくというようなことも今検討中でございまして、また、これがいずれある程度具体化できる状況であれば、また議会の方にも報告

はさせていただきたいということを思っております。というようなことで、まだ外部化、協働化については具体化のできる状況までには至っておりませんが、それについて鋭意努力させていただいておる状況でございます。

それから、他の市町の状況につきましては新聞報道等でされておまして、議員の皆様方ももう既に御存じかと思いますが、最近では隣の犬山市がバスを確保して週に3回ほど、例えば月・水・金とかというようなことで運行を充実されたというようなことで載っておりました。これも日中の運行だけということで、早朝・夜間というのは運行もない状況でございます、大口とはちょっと比較できない状況かなと思っておりますが、ただ、聞くところによりますと、大口町の業者と同じ業者ということでもありますから、隣接するところでの、これは私の案ですけど、ある程度、例えば上飯田線へのアクセスなんかも業者が同じであれば、いずれはこういうことが可能になるのかなということも思ってみたりするんですが、とてもまだそんな状況にはいってないわけで、それから大口町が行っております朝の通勤・通学、さらには夜間の運行という状況につきましては、他の市町では、県内ほとんどない状況かというふうに伺っております。ですから、県につきましても、運輸局につきましても、大口町の状況・成果を注視させていただいておるとい状況かと思えます。

お答えになっておりませんかかもしれませんが、以上です。

議長（安藤 桂君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 63ページの前納報奨金についてのお尋ねであったかと思えます。

前納報奨金制度については、この制度が創設されて大方50年以上経過しており、去年、おとしの段階には、名古屋市、岡崎市さんが先頭切って廃止の方向で行われました。その後、集中改革プランの作成等々の時期が参りまして、大口町としましてもいろいろ検討させていただきました。今回は、19年度当初予算においては計上させていただいております。隣接の市町村の動向も見て検討していくということで、ずうっとこれまで検討しておりました。ですけど、隣接を調査した結果、小牧市さんが継続で、今もって廃止する予定はないということ聞いております。あとの春日井市さんから江南、岩倉、犬山、扶桑さんについては、もう既に実施されており、年数の経過だけでこの制度を廃止するということは、なかなか私としては考えが難しいところがあり、もう一度原点に立ち戻って検討している状況であります。19年度は計上させていただきました。また、この内容については今後検討していく予定であります。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正輝君。

13番（吉田正輝君） 巡回バスは、オークマは5ヵ月たちましたけど、その返事はもらって

いないんですが、どんな状況ですか。

議長（安藤 桂君） 政策調整課長。

政策調整課長（近藤則義君） オークマとの状況はということで御質問いただいたかと思いません。

これは昨年のたしか9月議会ごろだったと思いますが、そんな中での状況を回答させていただいたというふうに記憶しております。たしか地域交通推進会議の議案という形で出させていただいたんですけど、その中で説明したような記憶があるんですけど、道路運送法の改正がございまして、当初、私どもは運送法の第21条ということで申請させていただいて運行させていただいておるわけですが、改正がありまして、今、21条というのは特殊な場合を除いて申請ができない、事実上なくなったような形なんです。今は4条という形になっておりまして、企業さんが今使ってみえる車両につきましては、当時、21条での運行は可能であったんですけど、法改正がございまして4条に切りかわったということで、今のオークマさんが使ってみえる車両については、コミュニティーバスの青ナンバーで料金を取るという形の運行ができなくなりました。例えば、これは何だというと、バリアフリー法の関係がございまして、ノンステップ、階段がないという状況のバスでないと青ナンバーでの料金を取っての運行ができないとかいう規制が出てまいりまして、今、オークマさんが運行してみえる中型の車両を使つての共同化というんですか、コミュニティーバスへの組み入れというのができなくなった状況が生じてまいりました。ですから、ちょっとその辺は進行がとまっている状況でございまして、また国の改正がバリアフリー法の関係が生じて、21条がなくなり4条に移行したことによって、全国の市町村がコミュニティーバスの運行が非常に車両の関係でやりにくくなっているという状況が生じておりまして、また各団体から運輸局を通じて国交省の方へのそういう要望が出てくれば、ある程度車両の緩和というのがまた出てくるかもしれませんので、その辺につきましてはまた新たな展開が出てくるかなと思いますけど、現段階ではそういう車両規制の関係が生じて、ちょっと話が中断しておるという状況でございまして、ですから、新たに今度、企業さん、会社さんとのコミュニティーバスへの一環の中で御利用いただくということであれば、車両を検討する中で話を進めていくことになるかなあというふうに思っておりますので、御理解賜りたいと思います。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正輝君。

13番（吉田正輝君） わかりました。わかりましたはいいですけど、そんなことはもう初めから調べてやっていたのと違うんですか。10月からやりますと堂々と言ってみえましたトップが、今になってそんなことがクリアできなくてできんなんていうことは、調べた上でのトップ発

言じゃないんですか。それはそれでいいですけど、今、乗車もふえているという同僚議員の発言もありましたけど、僕はそんなふうに全然思っていない。ただ、調べてみると12月に出されたグラフがありましたね。あれを見てもらってもわかるように、僕は基幹バスでいきますが、グラフでは1日当たり10人ふえたということで、グラフは確かに上がっています。あれは便数、22便出して10人ふえたんですよ。そういう計算じゃないですか。ということは1車当たり0.45ですよ、乗っているのが。そのために通勤バスをふやしてやったんじゃないですか。通勤バスなんていうのは、いまだにゼロの方が多いと思うんですよ。そういう実情を担当者の方は見てみえるのかどうか。ただバスを走らせておればいいというような考えでみえるのか。町民の皆さんも、大口は裕福だでバスが走っておるわ、空っぽのバスが走っておるわで済まされんと思えますけどね、1台当たり空っぽで走っておっても2万円とか1万7,000円とかかかっているもんですから。それで、今回も先回と同じように5,000万上がっていますが、決算委員会のときにはこれを2,000万とか3,000万とか減らしてくれと。時刻表なんかを見直して、1ヵ月走ってもゼロの時間帯があるもんですから、そういうのを統合するなり廃車するなりという努力が全然見えてないと思うんですよ。その点どう思ってみえるか。こういう予算では本当に認められんと思うんですけどね、一遍その点回答してください。

議長（安藤 桂君） 政策調整課長。

政策調整課長（近藤則義君） 3回目の御質問いただきまして、非常に厳しい御意見をいただいたということで思っております。これは裏を返せば、基幹ルートについて特に注視していただいておりますという状況かと思えます。先般の全協で報告書として冊子をお配りさせていただいて、各ルートの朝・晩、さらには日中での1便当たりの利用状況もたしか表の中に載っておって見ていただいたということの中で、また現状、その数値と現況を実際に目で見ていただいた中での御意見を今賜ったというふうに思っております。

確かに、一昨年8月に有償化をスタートさせまして、それから1年ほどたちまして、昨年の7月31日に大幅なダイヤ改正をさせていただきまして現在に至っておるわけでございます。昨年の7月31日にダイヤ改正をさせていただいた中で、便数を大幅に増便させていただきまして、約3割ぐらい増便になっているかと思えます。そんな状況の中で、先ほども吉田正議員さんの中でお答えさせていただいたんですけど、柏森と役場、それから健康文化センターにつきましては、走れば5分少々の距離でございます。それ以上かかるときもありますけど、お客さんとなる住宅があまり多くない地区、柏森大口ということで大口町の幹線にもなっておるわけですけど、そういう中で運行しておるといのが一つまずいのかなというのも思います。ですから、もう少し迂回する中で、住民の皆さんに朝晩等使っていただける運行にしていくべきではないかなということは先ほど申し上げたわけですけど、そう思っておりますので、その辺を

含めた改正も検討させていただきたいと思っています。

おっしゃられましたように、絶対数の中で便数をふやしましたので、空車が目立つときも発生したかなというふうに反省をしておりますので、そういう中で再度もう一遍検討させていただきたいなと思っていますので、今現在、基幹ルートにつきましては1便当たり2を割っている状況になっておりますので、平均をとりますとそんな状況が出ております。昨年の1月から昨年12月までの1年間を調べてみまして、先ほど言いましたようにダイヤ改正がございましたので、比較できるのではないかなというふうに思いましたので、今御質問があった基幹ルートにつきましては、1便当たり1.54であったのが1.33に下がっているということは、便数が3割ふえておりますので、そういう結果が出てきたのかなと。総数的にはふえておるかと思っていますので、この辺、若干御理解賜りたいなと思っています。

そんな中で、私も先般、私ごとで恐縮ですが、夜8時10分の北部ルートに乗りましたら、天気も悪かった関係もありますが、9人乗ってみえたと。そういうときもありましたので、非常にうれしく感じたときもございます。そういうことを思いまして、さらに一層のPR、それから使いやすいバスにしていかなければならないなど。利用していただけておるのは喜んでいただけておるかなということを思いますので、そういう状況に持っていくように頑張りたいと思いますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正輝君。

13番(吉田正輝君) わかりました。先ほどもほかの企業ともまたタイアップしてという話も出ましたが、早くやってもらわんと、去年10月からある1社をやるといって5ヵ月、もう6ヵ月目に入っているんですよ。今からどこの企業をやられるかわからんですが、企業とやるというのは本当に難しいと思うんですよ。僕らではちょっと考えられんですが、そんなところでやれたら本当に喜ばしいことだけど、企業のためにというようなことも町長は言ってみえますが、本当はこれは住民のためにやるんじゃないですか。企業のために、企業の就職で来るでその人を乗せるとか、そんなのは1年に何回ということになるんですよ。その辺も考えて、一遍早急にある企業、当たっているところを一遍、だめかオーケーかどうかわかりませんが、進めてほしいと思います。以上です。

議長(安藤 桂君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 齊木一三君。

6番(齊木一三君) 一、二点お聞きしたいことがあります。47ページの下水道接続に関連してのお尋ねをしたいんですが、下水道工事、どの範囲の工事になっておるかちょっと把握で

きておらんですけれども、当然、外部の配管関係が主な仕事になってくるんじゃないかと思いますが、その場合、以前から話が出ております庁舎の調整池対策、新川流域の治水対策ということで調整池をという話になっておるわけですが、工事に関しまして、その辺のところは考慮に入れられておるのか、また長期ビジョンに対して配管がそういう調整池になじむような方法になっておるのかということをお尋ねをしておきたいと思っております。

それから20番の庁舎の耐震補強、これも以前、一般質問させていただきまして、ようやく基本設計委託料が計上されてきたわけですが、この工事に関しまして、時期的なものが明確にありましたら教えていただきたい。この2点だけでございます。

議長（安藤 桂君） 企画財政課長。

企画財政課長（大森 滋君） それではまず最初に、下水道の接続について説明をさせていただきます。

これは委託料ということで組ませていただいておりますので、そういう中で雨水の貯留についての設計についての内容については入っておりません。それから、将来的な管のことにつきましては、設計の中でまた考えていきたいというふうに考えております。

それから庁舎の耐震改修につきましてですが、これは基本設計ということで、今回、19年度予算をお願いをしたわけですが、ここでは基本設計をした上で、これは17年度の予算でも庁舎の詳細診断ということで実施をした折に、防水とかサッシがかなり老朽化しておって、これについては早急に修繕の必要もあるよというようなこともありますので、こういったものと含めて、さらには耐震改修の中で、役所の中にいろんなコンピューター関係の配線等が入っておりまして、こういったものと耐震の改修がうまくマッチするかどうかというようなことも含めまして、この結果が出た段階で一度庁舎内での調整会議を開くということをお予定しております。その調整会議を経た中で、実際の実設計の委託をしていきたいと考えております。その後、工事というようなことになろうかと思っておりますので、来年度、基本設計で、その中でできたものをもとに庁舎内での検討を加えて、さらに実設計をして、その上での工事ということになろうかと思っておりますので、そういうスケジュールがあるということで御理解をいただきたいと思っております。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 齊木一三君。

6番（齊木一三君） 下水道の接続工事の関係ですが、49ページの方に庁舎下水道接続工事ということで予算化されておるわけですが、今お聞きしますと、そういった配管関係ですか、そんなような工事はないような答弁だったですね。私の言いたいことは、要するに庁舎の調整池、新川対策ですね、そういう関係で駐車場を長期ビジョンに立って考えていくならば、今の下水

道工事に関しまして、先手を打ってそれを考えていかなきゃいけないんじゃないかと、そんなふうに思っておるわけです。それに対して、今、調整池関係の工事が計画されておれば、それに対して合った配管をしていかなきゃいかんと。レベルとか、それを間違えればまた改めて舗装とか、それをめくり直して浸透性舗装とかそういう工事をやらなきゃいかんと。そういうことが二重で、予算のむだ遣いというような観点からいきましても、あらかじめ予定されておれば、それを先行してやっていかなきゃいけないんじゃないかと。そういうことをお尋ねしておるわけでありまして、今、大口町でもかなり開発関係も多く出てきておりまして、それに対して調整池、新川流域の対策ですね、その法律が大変厳しいわけです。それに対して、町としても駐車場関係、やはり範を示すべく先手を打ってやっていかなきゃあ、これは民間の方々、また企業に対しても説得力がないと思うわけです。ですから、今お尋ねしておるのは、せっかくそういった工事があるようでしたら、そこら辺も見据えてやっていったらどうかと、こんなふうに思うわけです。

それから庁舎の耐震の方ですけれども、これも19年度ということで、私も先般の一般質問のときに聞いたわけですが、今、災害、災害ということでいろいろ言われておりますので、何がありましても庁舎というのは一番の司令塔になってくるわけでありまして、ここを基本設計から実施設計という形で早急に進めていただきたいと、これは要望です。

また戻りますが、今の下水の方ですけれども、駐車場の調整池関係、そこら辺のことの工事に関して、どのような考えを持っておられるのか、再度お尋ねをしておきます。

議長（安藤 桂君） 企画財政課長。

企画財政課長（大森 滋君） それでは下水の工事について、御質問につきまして回答させていただきます。

下水の工事につきまして、先ほど御質問いただきました、将来を見据えた貯留槽の設置に対応できるような配管にするということの指摘につきまして、この中で一度検討していきたいというふうに思っております。

それから、早急に庁舎についての雨水の貯留施設の設置をということでございますけれども、これにつきましては今、中学校等の建設工事もあるということ、あるいは新しい施設についてはそういったものを設置していくということでやっております。中学校も予定があるということ、それから今度、余野の方でも19年度予算の中で貯留施設を設置していくというようなことを進めていきたいと考えております。そういった中で既存の施設についても、例えば中学校の整備、あるいは小学校の整備が完了していく中で、そういった財政的なものを考慮しながら検討していきたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

議長（安藤 桂君） 総務部長。

総務部長（森 進君） 齊木議員さんから御質問のあった、緊急都市河川の大口町としての対応のお話になるかと思えます。

これについては、先ほどお話がありましたように、公共団体として民間に指導していく中で、何ができるかということ率先して模範を示すべきではないかというような趣旨でのお話が以前ありまして、そのような形で町としても取り組んでいかなければならないというようなお話をさせていただいた記憶があるわけですが、今回、財産管理費の中で計上させていただきました庁舎の下水道への接続に係る工事の内容ですが、御承知のように、個人のお宅が下水道に取り付けをされるというレベルの工事でありまして、ただし、敷地、物が大きいものですから、非常に工事費としては多額な工事費を要するわけですが、今お話がありました、ここで下水道の接続にかかって新川の緊急都市河川の対応を考えるというようなことは、もう少し根本的に公の施設の下水道への接続というのは、今年度、五条右岸の関係でいきますと、公の施設等の接続も予算計上させていただいております。そういう中で、これと同じような形で新川緊急都市河川の対応ということはちょっと筋が違うのではないかなということ自分には思っております。ですから、緊急都市河川への対応につきましては、今、企画財政課長がお話をしましたように、既に進んでおります。あるいは、19年度に工事が改めて発注をされます新設の統合中学校の中での対応が一つ、それから19年度の予算においては、建設課の所管になりますけれども、その中で詳細設計を予算計上しておるということで、大口町全体での貯留量が確定をしておるというふうには承知はしておりますが、どの水系でいかほどそれぞれ貯留をする必要があるのか。あるいは、それに対してどれぐらいの面積、構造、さらには事業費がかかるのかというようなことは、おおむねの数字は私どもも掌握はしておりますけれども、詳細については今後、随時下水道管理者、さらには河川管理者等のサイドから、私ども等含めて詰めていかなければならないんじゃないかなあということを思っておりますので、ちょっと関連質問ということで理解はいたしておるんですけども、今回の下水道の庁舎の接続につきましては、民間のお宅の公共下水道、あるいは関連公共下水道への接続というようなものと同じというような認識で御理解がいただきたいというふうに思います。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 齊木一三君。

6番（齊木一三君） 今、総務部長から事細かに説明いただいたわけですが、私の判断で、下水道の接続工事ということで、庁舎の周辺の配管がかなり多くなるんじゃないかと思ひまして、それに対する舗装工事が出てくるんじゃないかと思ひまして質問させていただいたんですが、部長の方から、家庭用の最終ますから接続するというような考え方で、ほとんど庁舎の周辺の配管とかそういうことはなぶらないというような工事で理解しておけばよろしいわけですね。

議長（安藤 桂君） 総務部長。

総務部長（森 進君） 何せ敷地、あるいは施設が大きいのと、それと浄化槽も民間の個人の浄化槽とは違いますので、そのあたりの工事の規模としては大きくなりますけれども、今、議員さんが言われたような内容の工事であります。

議長（安藤 桂君） 会議の途中ですが、11時25分まで休憩といたします。

（午前11時16分）

議長（安藤 桂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午前11時25分）

議長（安藤 桂君） 他に質問ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 宮地計年君。

10番（宮地計年君） 私、最初にちょっと総務部長にお聞きしたことでございますが、劇団ほほえみについて、総務部長は社会教育総務費の芸能文化事業委託料という方へ入っているというお答えをいただきましたが、どうもそこんところが不自然なことございまして、いま一度説明をいただきたいと思っております。

議長（安藤 桂君） 総務部長。

総務部長（森 進君） 本日の質疑の冒頭に宮地議員さんから今の趣旨の御質問をいただいて、今、宮地議員さんからお話がありましたように、予算の科目としては教育費の方に計上させていただいておるといような御説明を申し上げたわけですが、少し言葉足らずの部分がありましたので御報告を申し上げます。

宮地議員さんから御質問のあったことに関しまして、私の回答は、劇団ほほえみに限らず、要するに各種団体を含んで、具体的に言いますと、劇団ほほえみ以外ではウインドアンサンブル、あるいは大正琴の会、こういう各種団体等を含めまして、その組織と児童とのジョイント事業ということで、19年度当初予算で先ほど申し上げました社会教育総務費の中に予算を計上させていただいたということでありまして、お金ありき、さらには劇団ほほえみのためというだけではなくて、対象の団体として、劇団ほほえみを含んだ組織と児童とのジョイント事業としての芸能文化事業として予算計上をしたというものでありますので、よろしく願います。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 宮地計年君。

10番（宮地計年君） 私の言っているのは、去年は配信コンテンツということで120万を出されておりましたが、これについてどこへ予算をつけておられるかということ。ということは、今話を聞きますと、どうも雲に隠れてしまってわからんようになってしまっているようなふうですが、別に去年の配信コンテンツ、要するに劇団ほほえみについて予算的なものはどういうふうになっているか、なくしたのか。これはたしか17年、18年、19年、3年間の契約で云々ということをおっしゃられた。これはもう見直しをしないかんとおっしゃっていましたが、そういう話でありましたので、19年度までということが頭にありましたのでちょっとお聞きしたわけですが、要するにそういうものがどこに入っているかということなのです。

議長（安藤 桂君） 総務部長。

総務部長（森 進君） すみませんね。どうも言葉足らずというか、説明が下手くそのようなんですけれども、今、宮地議員さんから話がありました、要するに配信コンテンツとしての使用料、劇団ほほえみに対する使用料については、19年度当初予算では計上はしてございません。

（「はい、わかりました」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 酒井久和君。

11番（酒井久和君） 先ほど同僚議員から質問がございました63ページの前納報奨金についてですが、確認だけさせていただきたいと思います。

世の中の金利がゼロ金利時代から金利が上昇しておりますので、これはそのまま継続すべきだというふうに思うわけですが、先ほどは50年の経過もしたということで検討中というようなお言葉をいただきましたが、来年度は、すなわちこの予算はそのまま利率も大体このままの状態です。踏襲されていくのか、見直しされるのか、その辺のところだけちょっと確認させていただきます。

議長（安藤 桂君） 税務課長。

税務課長（松浦文雄君） 酒井議員さんより63ページの前納報奨金について、説明不足で申しわけございません。

19年度は18年度と同様に、同じように前納報奨金は残させていただいて、町民税も固定資産税も同じような体系でいく予定であります。前納報奨金については検討をいろんな形で1年あまりかけてさせていただきました。県内の状況を見ますと、まだまだ50%以下であります。まだ今後も検討していく予定がありますので、予算についてはそのまま18年の継続ということで、同じような方向で進めさせていただきます。よろしく申し上げます。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 以上で、議会費、総務費の質疑を終了いたします。

続いて、款3.民生費及び款4.衛生費について、予算に関する説明書の86ページから 145ページまでであります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 宮地計年君。

10番(宮地計年君) まず敬老事業であります、昨年と思うと大幅に削減されておるわけですが、その内容をお聞かせいただきたいと思えます。

この件につきましては、区会において私どもの知らんことが先に向こうが知りまして、こうこうであるからどうなっておるといふふうに指摘を受けたわけですが、予算の審議もきょうやっておるわけでありまして、そうしたことが区の方で先走ってそういう話が出て、議員さん何やっておるといふ話が出たわけでありまして。ということで、私もちょっと腑に落ちんことがありまして質問させていただきますが、この件も17年の3月議会だったかな、それまでは75歳以上をずうっとお願いしておったわけですが、町として85歳だよという案が出ておって、それはいかんということで、真ん中の80歳以上でお願いして、これを2年間やってきたわけですが、またそれを変えて、どうも節目、節目に出すということで上がっておるようなふうですが、そういうふうな考え方をころころころころ変えたりして、お年寄りの方の心を痛めるようなことをしてよいものかということで考えるわけですが、私自身としまして、そういう考え方について考えを改めていただきたいなあというふうをお願いするわけでございますが、またこれについて、もう一方、交付金ですか、75歳以上、区に対して1,000円をするということでありまして、163万ですか、この件については、そういうことでございますが、これについても私ども区におきましては敬老事業は年々やっております、まだ多くのお金を二十五、六万使ってやっておるわけでございますが、それにおいても75歳以上の方に1,000円を出していただくのは結構でございますが、やっぱり出ていただける方は、足が痛いとか、障害を持っているとか、お年寄りの方はなかなか出にくいわけでありまして、やっぱり限られちゃうということだと不公平が生じちゃう。だから、80歳以上、できればお願いして、平等にそういうものを考えていったらなというふうに思うわけですが、そうしたことについてどういうふうな考えていただけるか、ちょっとお願いしたいと思います。

89ページの社会福祉協議会、これが大幅に減額されておりますが、その理由。またもう1点、91ページのコミュニティー・ワークセンター 2,000万は1,000万ぐらい減となっておりますが、それについてもちょっと御説明をいただきたいと思えます。よろしく申し上げます。

議長（安藤 桂君） 福祉課長。

福祉課長（村田貞俊君） ただいま宮地議員より御質問いただきました事項について、順次説明をさせていただきますと思います。

まず、89ページの敬老事業の内訳ということでございますけれども、この敬老事業につきましては、10月、11月、1月といろいろ皆様に御協議をしていただく中で、今回予算計上させていただいております内容につきましては、それぞれ節目ということで上げさせていただいております。まず、77歳の方については146名です。80歳の方につきましては110名です。そして88歳の方につきましては43名、90歳の方につきましては36名、99歳、100歳になりますけれども、5名という形の中で上げさせていただいております。そして、2年前に私ども、高齢者の増加、さらには敬老祝い金の制度の趣旨、いろんな形の中で御審議いただく中で、80歳という形で進めさせていただいてまいりましたけれども、現状を少し説明させていただきますけれども、65歳以上の高齢者の増加につきましては、現在、私ども毎月、65歳になりますと介護被保険者証というものをそれぞれ誕生を迎えられた方に発行しておりますけれども、現状、大体月に直していきますと20名から25名ほどの方に介護被保険者証を発行しておる状況で、そういったものを考えますと年間約240名ほど、それ以上になりますけれども、そういった中で高齢者がふえていっております。そういう状況をとらえますと、この状況は今後まだまだずっとしばらく続くということは十分、団塊の世代という部分で想定がされてくるわけですが、そういった中で本来の敬老の祝い金という形の中で節目で考えていきたいということで、今回、提案させていただいております。

そして、交付金につきましては、これも同じように御協議をいただいてきておりますけれども、これは2月の区長会でございましたけれども、このときにこういった事業を町としては立ち上げていきたいという形の中で、行政区というのは次年度への引き継ぎ、そういった中でこういった考えを持っておりますという御説明をさせていただいて、今、議員御指摘のように、いろいろな御意見も出てまいりましたけれども、まずはこういった制度を考えていきたいというところで御説明をさせていただきました。

続きまして、89ページの中段にございます社会福祉協議会の助成事業の減額ということでございますけれども、社会福祉協議会につきましては、前年度に比較しますと約986万円ほど減額になってきております。その主な要因といたしましては、現在、町の方から1名、社協の方へ出ておられます。その方も5年を経過する中で、今回、町の方へ帰られるという形の中で、主な要因はそれでございます。そして、91ページのコミュニティー・ワークセンターの補助金の減額につきましても、社会福祉協議会と同様に、現在、1名の方が出ておられますけれども、この方におかれましては退職という理由がございますけれども、そういった形の中で人件費の

減額になっておりますので、よろしく願いいたします。以上です。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 宮地計年君。

10番(宮地計年君) いま一度敬老事業でありますけど、本当にお年寄りの方は楽しみに、心待ちにしておられる方ばかりでございまして、そういう気持ちを裏切るような格好になるわけですが、先ほど言いましたように、17年度にそういう案を出されて、今度は節目というふうであります。節目といいますと、90歳以上の方は全くもらえんということだわね、要するに100歳までいかんということなので。そういう方々の気持ちを考えると、どうなっておるかということになるかと思うが、当事者になった立場で考えると、どう思われるかということですね。

また、節目、節目ということじゃなしに、17年度に話がありましたように、85歳からすべて出すとか。また、同僚議員からもお話があると思いますが、やはり何か考えてお話ができるような形で、納得していただけるような形で進めていただきたいなというふうに思っておりますが、そのところもちょっとお聞かせをいただきたいと思っております。

また、私どもの知らんうちに区会の方でそういう報告がある、案にしる、予定にしる。1月のときには行政区の一括交付金ということも先に、これはまだ審議もないからあれだという話も伝わっておらんと聞きましたが、そういうことを先にだあっと流してしまわれる。こっちは、そうなっておるといふふうに逆に聞かないかんような話で、ちょっとそういうことは、私は議員の一人として恥ずかしい思いをしておるわけでございますが、そういうことでいいのかなというふうに思うが、そういうところはどういうふうに考えてみえるか、ちょっとお聞かせいただきたいと思っておりますが、よろしく願いします。

議長(安藤 桂君) 福祉課長。

福祉課長(村田貞俊君) 宮地議員の再質問にお答えさせていただきます。

まず敬老事業でございますけれども、確かに私どもも敬老事業を歩かせていただいております。本当に楽しみで待ってみえる方、服もかえて、そういった実態も十分承知をしておるつもりでございますけれども、そういった中で同じ話になってしまうかもしれませんが、特に高齢者福祉施策、さらには介護保険制度、いろんなところでの事業、財政的経費といった部分、さらには高齢者の方が今後ますますふえていくという中で、それぞれ今回考えさせていただいた中では、節目、節目というのは御長寿をお祝いしていくという中で、過去からずうとこういった部分も、喜寿、米寿、白寿、卒寿、そういったものが設けられている。こういった形の中で、それに到達したときにお祝いをしていきたいという部分も考えておりますので、そういった部分も御理解の方をよろしく願いをいたしたいと思っております。

それから、区長会に事前にこういった助成事業のPRを、引き継ぎということさせていただいた件につきましては、私どもが説明させていただいた内容につきましては、自分たちの思いの中では、それぞれ1月に御説明をさせていただいた全員協議会の中でこういった制度を設けていきたいという、その内容と同じ内容のもので御説明をさせていただきました。そういった中で、先走ってという思いではなく、全く同じ資料を出す形の中で、新年度、4月に入って、区長さんはほとんどの方がかわられます。そういった部分での引き継ぎというものをお願いをしまいたいということで説明させていただきましたので、よろしく御理解いただきたいと思います。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 宮地計年君。

10番(宮地計年君) 敬老事業につきまして、私の考え方におきましては、お祝い金につきまして今までどおりお願いしたい。この予算を凍結して、6月議会に補正を組んでいただいてお願いしたいなあというふうに思っておりますので、よく考えていただいて、よい方向でお願いしたいと思います。よろしく申し上げます。終わります。

議長(安藤 桂君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) まず敬老事業なんですけれども、節目の喜寿などにするということなんですけれども、これは今の御答弁を聞いていると、じゃあ高齢化がどんどんどんどん進めば進むほどそちらの方にお金がかかるということで、最終的には廃止するという意味合いじゃないですか。私、以前これは指摘したことですよ。高齢化が進んでいて、そっちの方でお金がかかるから、だから出せないんだという御答弁でしたよ。これは本当に私としては腹立たしい答弁だったというふうに思います。じゃあこれからもっと高齢化していったら、これは廃止するのかという話ですよ。そうじゃないですか。今は喜寿とかそういう節目でとどめますが、じゃあもっと高齢化が進んでいったら廃止しますということでしょう、介護保険とかそういうものでお金がかかるからということであるなら。来年から後期高齢者医療が始まりますよ、75歳以上の人で。そういうことではいかんということをお宮地議員も言っておられるんですよ。そこが全然町の方はわかっていらっしゃらない、住民の皆さん方の感情を。だから、それはやっぱり改めないかと思うんですよ。

特に男性の場合は平均寿命というのは75歳ぐらいでしょう、たしか。だから、半分ぐらいの人はもらえていないんですよ、80歳まで引き上げられちゃったら。そうでしょう。特別養護老人ホームへ行ってごらん下さい。ほとんどが女性ですよ、あそこに入ってみるのは。例えば

ベッド数が80だとすると、そのうちの16床ぐらいが男性なんですよ、大体。多くても20床ですよ。あとの60床はといたら女性なんですよ。私は、そういったこともよく考慮しないで、そんな節目、節目で出すなんていう物の考え方自体が実態から外れている。男も女も平等というんだったら、男も平等にしてやってくださいよ。そういう意味では、節目、節目ということではなく、むしろ私は75歳に戻すべきだと思うんですよ、男性のことを考えたら。そうじゃないですか。だから、考え方が間違っているんですよ、もともとこれは。もう一回御答弁願いたいと思います。このままいけばやめちゃうということになるんですよ、今の御答弁だと。

老人福祉センターの管理委託で 340万というのがありますけれども、これは93ページでございしますが、これについての内訳ですね、ここで働いておられる人の時給等々がもしわかったら教えていただきたいと思います。

それから、同じ93ページの精神障害者小規模授産施設で9万 8,000円というのがあります。ここで働いている人は、一体何人の人が利用者ということで働いておられるのか。また、幾らの賃金をもらっていらっしゃるのか。また、全体の運営費は幾らなのか、これもお教えいただきたい。

それから、ページをはねていただいて95ページ、障害者自立支援ということで1億 4,459万円というのがあります。今度、国の方も激変緩和ということで措置を18年度の補正予算でとられたようでありましてけれども、自己負担の上限がどのようになるのか、これもぜひお教えをいただきたい。もし資料があれば、資料をお示しいただきたいと思います。

それから97ページ、訓練給付費ということで、旧体系施設支援ということで 8,232万円というのがあります。これは旧体系施設支援ということで、施設に対する給付があるわけですね。これも利用者が、今あるそのハートフル大口も利用者が減少しております。この予算というのは一体利用者が何人で、月に何日利用するというふうで積算されているのか。また、自立支援が始まる前と比較すると、2割ぐらい施設の収入が落ちていますよね。これを9割ぐらいは補償しようということも国の方から言われていますけれども、本当に実態としてそうなっているのかどうなのか、そのことを私は聞きたいわけです。

101ページ、乳幼児医療で乳幼児医療費があります。これは 660万円、昨年と比べて減少しているということでありましてけれども、一定の積算をされたんだらうというふうに思いますけれども、なぜ減ったのかということですが、私としては1割負担の弊害がこの減額につながっているのではないかなあというふうに思うんですね。3割のうちの2割を助成する、4歳以上の方については、入院も通院も8歳になった月まで助成する事業ですけれども、この1割負担が私は弊害になっているんじゃないかと思いますが、いかがでしょうか。それを調べる手だてというのはなかなかないわけですが、国民健康保険の加入者であれば同じ保険年

金課でやっておられるわけですので、どういう状況かということがわかると思いますので、国保加入者でいまだに助成の申請がない人は一体何人ぐらいおられるのか、この点についてもお教えをいただきたい。

それから、同じページの母子家庭医療91万円減ですけれども、これはことしの8月からですが、所得制限が設けられて切られる世帯もあるというふうに12月議会で決められてしまいましたが、聞くところによると、18歳になった途端に児童扶養手当等も切られるそうでありますけれども、これもせめて学校に行っておる間だけでも何とかならんのかという声もあるんですけれども、母子家庭医療の制度は一体どういうふうになっているのか、この点も教えていただきたい。

それから、所得制限で打ち切られる予定の世帯に対して、やはり私はこのことによってどうということになるのかということを中心に意見を聞くべきだと思うんです、そうした方々に対して、打ち切るのであるならば、その上でまた検討せざるを得ない面も出てくるかもしれない。そうしたことはされる予定があるのかどうなのか。

それから 107ページですけれども、補助金は見直すというのが第6次総合計画、また集中改革プラン等々あるわけですけれども、ここのページには大口さくらメイト、老人クラブ、子ども会、それぞれ補助金の金額が書かれておりますけれども、これらの補助金というのは、その算出根拠というものは今までと変わったのか変わらないのか、この点についてもお教えをいただきたいと思います。

それから、ページはちょっと飛びますけれども、111ページ、すくすくサポートというのが出てまいります。対象となる子供というのは、一体何歳から対象になるのかということもお尋ねしておきたいのと、何歳までなのか、もしわかればお教えいただきたい。昨今は、補正予算でも言いましたけれども、子育て能力が低下している現状があります。すくすくサポートで子供を預かっていただけるお母さんというのは、子育てにとってみればベテランのお母さんですね。そういう点では、こうしたベテランお母さんから学ぶ子育て講座などがあると、本当に私はいいんじゃないかなあということも思うんですが、どうでしょうか。

それから 113ページですけれども、児童クラブがあります。私の家にも児童クラブへの入所の許可の許可証が来ました。今四つの児童クラブがございます。西が二つあって、あとは各一つずつです。この受け入れ人数というのは、一体どういう状況なのかということでお尋ねしたいんですが、特に北小の児童クラブの希望者数ですね。昨年、明らかになったんですけど、35人の定員のところ59人ということであったんですね。受け入れができない人が当然24人ぐらい出てくるわけですけれども、こうした人たちへの対応は一体どうなるのか、これもお教えをいただきたい。

それから 117ページ、保育園費であります。土曜保育を中保育園に集中するという御説明もありました。土曜日の各保育園の登園児数は一体どのくらい平均あるんでしょうか。今も土曜日も働かなければならないという方が本当におられます。もし中保育園に集中するのであれば、私は土曜保育の時間延長を考えるべきではないかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

それから 127ページ、予防費、インフルエンザのことで質問しますが、65歳以上は助成がなされておりますね。それ以下の人からも助成をしてほしいという声が私のもとにはよく届くわけでありましてけれども、町の方にはそうした声は聞こえてこないんでしょうか。ぜひお尋ねをしておきます。

それから環境衛生費の問題ですけれども、ここでは浄化槽の清掃補助が1基当たり毎年1,000円、135ページですけれども、あるというふうにあったわけですけれども、今年度からこれはなくなっていました。こうした補助がなくなると、浄化槽の管理状況がわからなくなってしまいうんじゃないかという懸念が私はあると思うんです。先ほどは浄化槽の関連で、大体9割ぐらいは委託に出されて管理されておるといって御答弁がありましたけれども、しかし、そうした中からもこうした助成がなくなることによって、私は漏れていく可能性があるのではないかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。以上です。

議長（安藤 桂君） 会議の途中ですが、1時30分まで休憩といたします。

（午前 11時59分）

議長（安藤 桂君） 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

（午後 1時30分）

議長（安藤 桂君） 地域振興課長。

地域振興課長（星野健一君） それでは、午前中の吉田議員に対する御回答を申し上げたいと思いますが、質問が多岐にわたってありましたので、ページが不同になっておりますのでお許しをいただきたいと思っております。

まず、92ページ、93ページをごらんいただきたいと思っております。老人福祉センター事業の中の13. 委託料、老人福祉センターの管理運営委託料に関する御質問をいただいております。老人福祉センターのことにつきましては、議員御承知のとおり、きょうまでに至っておりますが、老人福祉センターにつきましては人件費を抑制して維持管理するのではなくて、あくまで施設の運営に主眼を置いて事業企画、あるいは実施を通して資源、これは人材、施設とあるわけでございますけれども、この有効活用を図り、住民と行政が役割と責任の分担をしながら進めて

いる事業でございます。

そこで御質問がありました、時給は幾らかという御質問でございますが、この老人福祉センターのコンセプトは先ほど申し上げましたとおりでございます。時給ではなくて実費弁償という形でお支払いをさせていただいております。半日、9時から1時の間ですと1,350円、そして1時から5時までのシフトで1,350円、半日単位でございます。1,350円、夜間については5時から9時ということで1,650円ということでございますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

それから、ページが飛びまして107ページ、まちづくり活動推進事業の中の19.負担金補助及び交付金の補助金でございます。大口さくらメイト、老人クラブ、子ども会とあるわけでございますが、この補助金につきましては、行政として対応すべき必要性、あるいは費用対効果、また経費負担のあり方等について検証を行いながら交付決定をさせていただくというものでございますので、よろしくお願ひいたします。以上です。

議長（安藤 桂君） 福祉課長。

福祉課長（村田貞俊君） 吉田正議員の御質問にお答えしてまいります。

まず89ページ、敬老事業についてでございますけれども、敬老事業につきまして、基本的な考えというものは先ほど申し上げましたように、高齢社会がどんどん進行していくと。高齢者数も当然伸びてまいります。そういう中で、福祉制度への財政的需要はますます増大していくということはおのずと推計がされてまいります。そういう中で、敬老祝い金というものをとらえていく中で、一部、コスト抑制を図りながらも敬老事業を行ってまいりたいということで、今回、こういう形の御提案をさせていただいておりますので、先ほど申されましたように、廃止をするためにこういった形をとるといふ、その部分では私どもとしてはとらえておりませんので、その点につきましては御理解をいただきたいと思ひます。

続きまして93ページでございますけれども、精神障害者の通所施設のことでございますけれども、これにつきましては現在、しらゆり作業所というところが江南、犬山、岩倉、大口、扶桑の3市2町の中で、それぞれ精神に障害を持たれる方が通ってみえるところでございますけれども、ここにつきましては、大口町の方は平成15年度まで1名お見えになりました。16・17・18年度、この3年間については現在だれも通っておみえになりませんが、この19年に入りまして、2月に入って1名が通所したいということで、2月末に面接等を済ませたところでございます。そういった中で、ここの施設がどれほどの授産工賃をお支払いしているかということでございますけれども、これにつきましては19年2月のデータしかございませんが、1名当たり9,985円ほどの授産工賃を受け取っておみえになります。そして、全体のしらゆり作業所の運営費でございますけれども、18年度の予算ベースでいきますと1,244万6,000円ほどの予

算

を持っております。そういった中で、3市2町が負担をしていくもととなるベースの金額は125万円です。これをそれぞれ人口割、そして通所者割という中で積算をさせていただいております。

続きまして、97ページの自立支援に係る訓練等給付の部分の御質問だったかと思えますけれども、障害者自立支援につきましては国庫負担が幾らになってくるかということでございますけれども、旧体系の施設訓練8,200万円ほどに対する国の負担につきましては、現在、4,116万6,000円と見込んでおります。さらに県費の負担につきましては2,058万3,000円と、合計6,174万9,000円という金額を見ております。そして、それに付随して激変緩和の部分というところも御質問いただいておりますけれども、この激変緩和につきましては、平成18年度につきましては、従来は月単位のものであったものが日割り計算されるということで、入所施設につきましては30.4日の計算、通所施設につきましては22日の計算、そういった中で8割を満たさない部分については平成18年度は激変緩和対策として行っておりますけれども、今年度、実際に激変緩和対策に該当したところが2施設ございました。1施設につきましては京都の施設でございますけれども、そちらの方へ入ってみえる方について、具体的にになってしまいますが、正月に皆さんふるさとへ帰られます。そういった中で、どうしても日数が出ないという形での激変緩和と。さらにはもう1ヵ所につきましては、はやり病というんですか、施設内で病気が出てしまい、通所生がいないという中での激変緩和のお支払いはさせていただいております。町内の施設につきましては、現状のところそういった8割を割るという形では今年度については出ておりませんが、平成19年度に関しては、現状の中ではその対象になってくるだろうと考えておりますので、そういった予算的な見込みは出しております。

御質問については以上だったと思います。以上で終わります。

議長（安藤 桂君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 101ページから乳幼児医療と母子家庭医療について御質問いただきました。

乳幼児医療につきましては、昨年の4月から制度を開始したわけでございます。18年度の補正予算の方でちょっと過大に見込みをしております、900万円の減額をお願いしているところであります。この19年度につきましては、この拡大分について、対象者992名、1,100万円をお願いしているところであります。1割負担の弊害ということで、1割負担につきましては、むだな医療を抑制するようなことにもつながっていると考えております。申請に窓口に来られる方については、国保分につきましては2割弱ということで、ほとんどは社保の方ばかりでありまして、この2月現在では延べ5,880件、860万円の申請がありまして給付をした状況であ

ります。

いまだ助成の申請がない人は何人かというような御質問でございますけれども、国保分の給付受診者一覧表というのがございますが、そのデータの中には生まれた月とかそういうものが載ってございません。したがって、把握をしていないというのが現状でございます。これを一々把握しようとしますと、かなりの事務量になるということでもあります。そんなような状況から、今後もさらに住民の方には広報やホームページ等で周知をしていきたいというふうに思っております。

次に母子家庭医療でございますけれども、さきの議会の方で所得分布状況を提出させていただいておりました、その中にはかなり所得の高い方が見えるような状況でありました。所得と受益の公平の観点ということから、一定の所得のある人に応分の負担をしていただくということで、ことしの8月1日から所得制限を設けさせていただきたいと考えております。19年度は39名の方を対象にしております、個別での意見聴取というのは現在考えておりませんが、この母子家庭医療につきましても十分に皆さんに啓発をしていきたいというふうに思っております。よろしく申し上げます。

議長（安藤 桂君） 保育長。

保育長（稲垣朝子君） それでは、111ページのところに載っております、すくすくサポートについて説明させていただきます。

すくすくサポートというのは、子育てのお手伝いをしたいという援助会員さんと子育ての手助けをしてほしいという依頼会員さんとで成り立っております。会員としましては、現在、お手伝いをしたいという援助会員さんが20名、手助けをしてほしいという依頼会員さんが18名おります。対象となる子供はゼロ歳から就学前、学校へ入るまでの年齢のお子さんを対象としております。先ほど母親の子育て能力の低下というお話がありまして、このすくすくサポートの中では援助会員さんと依頼会員さんが交流を深める、お互いにどんなお子さんか、どんな方に預けるのかということで交流会を開いておりますので、そういったところで子育ての経験なども子育て中のお母さんたちにお話ししたりとか、一緒に勉強したりできるかと思っております。

次に117ページの土曜日保育についてですが、今現在、土曜日保育を各園で行っておりますけれど、全体で出席者は30名ぐらい。特に南保育園については二、三名の出席で、ほかの園が大体10名弱ぐらいで行っております。先ほどの時間延長というお話もございましたが、現在、時間延長も含めて検討しているところでございます。以上です。

議長（安藤 桂君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） それでは113ページ、ちょっと戻りますけれども、児童クラブの関係で御質問いただきました。

議員が御指摘をいただきましたのは、昨年10月にアンケート調査をいたしまして、11月に懇談会を開いたときの資料に基づいてのお話かと思えます。そのときには児童クラブを希望するという方が、南小学校校下では36人、北小学校校下ではお話にありましたように59人、西小学校校下では61人ということで、アンケートの中での希望はあったわけですね。実際には、2月に入りましてから実際の申し込みをしていただきました。その人数が、南小の校下では34名、北小の校下では47名、西小の校下では、これは2カ所一緒ですけれども、62名ということで申し込みの方がございました。したがって、各センターとも、北小だけはちょっと定員をオーバーしますけれども、該当される方については、35名定員というのがございますけれども、職員の方もそれなりの配置をさせていただきまして対応したいなというふうに思っております。

それから、たくさんの方が希望されたわけですが、ちょっと勘違いをされておりました、御自宅の方におじいちゃん、おばあちゃんが見える方でも希望されたという方がありますので、もしそういう方で、おじいちゃん、おばあちゃんがたまたまその日、旅行でいないとかいうときは一時利用という制度がございますので、そういったものを利用していただきまして、お子さんの預かりの方を私の方は受けておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。以上です。

議長（安藤 桂君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） 127ページ、インフルエンザの予防接種について御質問をいただきました。

予防接種につきましては、予防接種法に基づいて実施しておりまして、予防接種には第1類予防接種と第2類の予防接種がございます。乳幼児を対象といたします第1類の予防接種は、発生そのもの及び蔓延の防止を目的としておりまして、保護者の責務の規定もがございます。これに対して第2類のインフルエンザ予防接種につきましては、個人の発病及び重症化の防止が第一義の目的ということでございまして、接種を受ける本人さんの義務ではなくて、本人が希望すれば接種をするといった予防接種でございます。したがって、体力的に低下している高齢者の方、御質問にありますように、年齢が65歳以上の方、それから60歳以上65歳未満の方で心臓、腎臓等内部疾患の障害を有する方を対象に実施しております。

それと、予防接種につきましては予防接種法で定めて市町村の責務で行っておりますが、万が一の事故、健康被害ということですが、健康被害のあった場合は国の救済制度がございます。したがって、町単独で実施する場合も、当然、そういったことも懸念されるということもございまして、これまでどおり予防接種法に基づく予防接種で実施していきたいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

議長（安藤 桂君） 環境経済課長。

環境経済課長（近藤定昭君） 吉田議員の方から、浄化槽の清掃に関する御質問をいただきました。

私どもが今把握しているといいますが、県に出されました浄化槽の設置届に基づきます大口町内の設置数でございますが、2,557基。それで、私ども大口町が清掃を許可しております6業者に対して点検と清掃を年間委託している浄化槽数が2,288基、約80%が町内の6業者に管理委託を頼んでいるという形になります。あとの10%につきましては、県の方へ登録した業者の方で法定点検をやっていただけるというようなこともございますので、そちらの方でやられているというふうに思います。

それと清掃の関係でございますけれども、保守点検をする段階で清掃の時期を決めるというようなことになります。そんな中で、例えば大きなうちに少人数でありますと、1年間はまだ清掃しなくてもいいというような判断を下す場合もあります。そんなことで浄化槽の設置数イコール清掃件数というふうにはならない場合がございますので、あらかじめ御了承願いたいと思います。

それから管理状況につきましてですが、浄化槽の清掃をしていただいた場合、業者の方が町に対しまして浄化槽清掃届を出すことになっております。これが、例えば3月にやりますと4月に報告が出てくるというようなことで、大口町の6業者が清掃をやることになっております。そんなことから、業者がやれば、当然、うちの方は把握できるというシステムになっておりますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 一つ抜けていたのは、障害者自立支援の1億4,459万円の関係ですね。自己負担の上限の関係がどうなるのかというところですね。今度、国が補正予算で認めてきているでしょう。その関係で、また所得のいろんな区切りがあるのかもしれませんが、自己負担の上限などどうなるのか。これは資料で示してほしかったんですけども、ちょうど昼休みがあったもんですから、持ってきてもらえるとよかったなあというのは思いますが、またそれは後からいただきたいなあというふうに思います。

敬老事業ですけれども、212万円になってしまったわけですが、敬老祝い金の方が。福祉の財政はどんどん増大していくんだという理由だと。それで節目、節目にということで、決して敬老祝い金制度をやめるわけではないと言われるんですけど、現にこういうやり方で愛知県はどんどん縮小してきたんです。全く同じやり方ですよ。今100歳だけでしょう、多分、愛知県がやっているのは。そうなんです。だから、今やろうとしておられることは廃止につながるんですよ、県がこういうことでやってきているんですから。それまでは愛知県は85歳以

上の人を対象にして以前はやっていたでしょう。それが今度、88歳とかそういう節目になって、88歳だ、あのときたしか。それから今度は90歳以上か何かに変えて、とうとう今は何かといったら100歳ですよ。そうやって削ってきたんですよ、今まで。だから、一番最初の御説明にもあったように、高齢化が進んで介護などにお金がかかる。だから節目、節目にしてきたんだということは、こういう考え方をそのまま続けていくとどういうことになるのかということ、これからもっと高齢化が進むわけでしょう。じゃあもっとお金がかかるようになってくる。そうすると、この敬老祝い金事業はもっと縮小しならんという理由になっちゃうんですよ、今の御答弁では。だから、これを私は認めるわけにはいかないんですよ。その御答弁をそのまま私が納得したら、これは敬老祝い金事業をこのまま縮小するということ認めることになっちゃうんです。だからいけないと言っておるの。

さっき男性の平均年齢も引き合いに出させてもらったんですけども、男性の場合、特にそうなんですけれども、今の80歳というのは半分以上の人がもらわずにお亡くなりにならなくちゃいけないような年齢なんですよ、今でも。そこら辺をやっぱりわきまえて考えていただかないといかんのじゃないかと思えますよ。敬老祝い金をそういう考えのもとで進めていけば、これから何年か先には敬老祝い金はなくなりますよ、そういうやり方をしておいたら。そういうことでは我々議員も地元に戻ったときには、とてもじゃないけど説明がつかんという意見も先ほども出ておったでしょう。毎年毎年、年に1回だけれども、「お元気ですか」といって顔を出していただける。それがまたうれしいという声も、私もこれで12回ほど参加させてもらったわけなんですけれども、その笑顔がうれしくて行くわけですよ。それを、こういう仕打ちは本当にだめですよ。やめるべきです。やめるべきだし、高齢化が進むから、福祉のための財政がどんどん増大していくからなどという理由でこんな節目にしたんだというようなことを認めたら、敬老祝い金はなくなりますよ。だから、絶対に私はこれを認めるわけにはいかない、そういう点では。お答えいただければそれは平行線ですので、答えていただかなくてもいいですけども、私はそういうふうに思っておりますので、決して理解はできません。

それから97ページの訓練給付費の関係ですけども、大口の知的障害者の施設においては通所施設ですので、日割り計算をすると22日以上出てこなくちゃいけない。それでほぼ満額だということですね。だから、去年からどうしたかといったら、お盆休暇がなくなりましたよね。お盆の休みがなくなったんですよ。また、ここに通わせてみえる方の声ですけども、うちの子は熱を出して病気でも、施設に申しわけないから、削られてしまうと申しわけないからといって、熱があっても子供を送り出すんだ、こういうことを言ってみえる親御さんもあるんですよ。施設に迷惑をかけてはいかん。かえって高熱を押して施設に行かせる。それが今の障害者自立支援の現実なんです。施設の方も大変なんですよ。平成19年度は8割を割る可能性があ

るんですか。そういう予定なんですか。最後の方ちょっと聞き取れなかったもんですから、どうなるのか。激変緩和そのものが受けられるのか受けられんのか、そこら辺もはっきりお答えいただきたいと思うんですけど、たしか昨年の4月の段階では、一般質問の折に伺ったときには、去年の3月と4月と比べると164万円だったですか、161万円だったですか、そのぐらい収入が違うという答弁があったと思うんですけども、物すごく施設の経営もこういう障害者自立支援ができたために経営が圧迫されている。8割以下にならないと激変緩和はやらないということで、本当にいいのかどうなのかということも私は本当に疑問が残るんですよ。やはり私はきちっと、国がやらんのだったら町がきちっとそうしたものについても補てんしていくことが本当に必要じゃないかなというふうに思います。

それからもう一つは乳幼児医療、国民健康保険に加入している人で、いまだに助成の申請がない人は何人いるのかという質問をしましたけれども、把握をしていない。国保に加入している人はおよそ2割だけれども、そうでしょう、社会保険が8割で国保に加入しておる人は2割だという御答弁だったんだけど、把握をしていない。まだ助成の申請がない人は何人いるのかと聞いても把握をしていない。把握をしていないのに、なぜ今回660万円減額になった理由が過大な見込みだというふうに言えるんですか。わからないんですよ、過大であったのかどうなのかも、結局のところ。前年と比べて予算を減らさなければならないほど、要するに申請に来ていないというあらわれじゃないですか。これは私はまさに1割負担の弊害がここにあると。その1割負担をなぜ続けるのかという理由はというと、むだな医療費を抑制したいと。むだな医療費、子供の医療でむだな医療費はありませんわ。みんな心配して子供を医者に連れていくわけですので、そんな医療はありません。ですから、私はきちっと1割負担ではなく、これは無料にすべきだというふうに私は思いますよ。いかがですか。

きょうの中日新聞にも載っていましたよね、愛知県は2009年から乳幼児医療については、通院については就学前か何かまでやるというね。小学校卒業までだったかね、就学前までだったかね、無料にするということ言っていますよね。だから、県でさえこれは無料が望ましいということ言っているのににもかかわらず、大口町が1割負担を導入する理由には私はならないというふうに思いますし、県内の自治体の動向を見比べても、ほとんどのところが無料でこの制度はやられておりますが、どうして1割負担なのか。それが私には理解できませんが、いかがでしょうか。

それから児童クラブの関係ですけれども、要するに希望された人はみんな受け入れていただけたという理解でよろしいんですかね、113ページの関係ですけれども。それぞれ35人の定員なんですね。西は2カ所ですっているもんだから、総体すると70人の定員だもんだから、62人でこれでいいわけですけれども、北小学校については35人の定員に対して47人の人の申し込み

があった。もうこれは決定しているわけですよね。47人の人は全員受け入れると、そういう理解でいいわけですか。ちょっと私、そこら辺のところを聞き漏らしたもんですから、もう一度そこら辺のところを教えていただきたいと思います、いかがでしょうか。

それからあと、インフルエンザの予防接種なんですけれども、インフルエンザというのは重症化の防止のためであって、これは義務ではないという御答弁があったと思うんですね。だから、これは従来どおりでいいということなんですけれども、65歳以上でなぜ助成がされるようになってきたかという、入所施設でインフルエンザで大量に多くの方が命を落とされた。そういうことが、これはいかんということで全国にインフルエンザの助成制度というのは広がってきた流れだと思うんですね。だから、小学生や中学生でも僕はそれは一緒だと思うんですね。学級閉鎖になるわけでしょう、現実の話。だから、私は希望がある方については、希望があるというのは親がですよ、どう考えても、保護者です。親の方から希望がある人については、私は助成をしてもいいんじゃないかなというふうに思うんですね。ことしに入ってからでも結構学級閉鎖が小学校でも出ていますよね。私の子供も、西小の2年3組も先週、学級閉鎖がありましたけれども、そういった子供のところにもぜひ、広げることは法律上できないという意味だったのかどうなのか。私、それもよくわからなかったんですけれども、法律上できるのであれば、私はこれを広げるべきじゃないかなあとと思いますが、いかがでしょうか。

議長（安藤 桂君） 福祉課長。

福祉課長（村田貞俊君） 答弁漏れがありまして、申しわけありませんでした。

まず障害者自立支援の中で、今回の激変対策に関する自己負担額がどのように動いていくかということでございますけれども、これにつきましては平成19・20年度、個人負担上限額につきましては、生保に準ずる方はゼロ円でございます。そして、80万円以下の低所得の方につきましては上限が1万5,000円、これが4分の1に緩和されてまいります。利用者負担の上限です。同じように、低所得2につきましては2万4,600円が4分の1に軽減されてまいります。そして課税世帯ですね、普通の世帯ですけれども、これは3万7,200円が同じように4分の1に軽減されてくるという形の中で動いてまいります。それと関連してまいります身体障害者、知的障害者、それぞれ施設入所・通所関係ですね。そういった部分の今回の予算の中で見させていただきましたものにつきましては、身体障害者施設部分につきましては入所者6名、通所者1名という形の中で激変緩和、要は90%に上げられてまいりますので、その部分の費用として年額140万円ほど予算計上をさせていただいております。同様に、知的障害者につきましては入所の方が9名、通所の方が22名という中で、年額、激変緩和部分だけで460万円の予算を加算させていただいております。ただ、これにつきましてはいろんな要因が、先ほど申しあげましたように出てくる場合がございますので、変動ということは十分想定されますけれども、

現状はこういった形でとらえております。

そして敬老事業でございますけれども、先ほども申し上げさせていただきましたように、そういった視点ということは、確かに御指摘の部分と言われればそういう部分も考えられると思っておりますけれども、ただ、平成18年4月、老人保健法も変わってまいりました。介護保険法も改正されてまいりました。そういった中で、本当に予防ですね、元気にいつまでもおっていただくという考えの中で、特定高齢者、さらには特定高齢者に一步手前の方、そういった方たちへの高齢者対策といった部分、平成19年度も、18年度も一部予算計上させていただいておりますけれども、そういった部分にも力を入れていきたいといった思いもありますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（安藤 桂君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 乳幼児医療の関係で2回目の質問をいただきました。

乳幼児医療の拡大の制度につきましては、子育て支援という観点からも、子育てをするお母さん方の情報交換、触れ合いの場づくりというような観点でこの制度をスタートさせたというもでございます。先ほど来の質問の中で、ちょっと私が答弁の中で言葉足らずだったかもわかりませんが、一応今把握しているのは、申請に来られた方、申請があって給付をされた方の中で国保の方が2割弱だという形で、国保全体での把握はしていないというような答弁をしたつもりでございます。給付受診者の一覧表というのが国保の連合会から来るわけですが、それは当然、愛知県内全部の市町村に送られるというようなデータでございますが、そこでの年齢とかそういうものがございませぬので、そこでの把握は難しいという状況であります。先ほども答弁の中で申し上げましたように、このデータに基づいてやろうとしますと、かなり膨大な事務量となります。その点につきましては十分に啓発をしていきたいというふうに思っております。よろしくお願い致します。

また、けさの新聞の中で県知事がお答えをされた医療費の拡大、知事は20年4月から医療費の拡大をしていきたいというようなことであります。これにつきましても県の動向を見守っていくというような形でありますので、よろしくお願いいたします。

議長（安藤 桂君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） 説明不足で申しわけございませんでした。

47名の申し込みということで、北小校下に限ってのお話をさせていただきますが、47名のうち4名の方については却下通知を出させていただきました。理由につきましては、4名のうちの3名の方につきましては、御自宅の方に同居の祖父母の方が見えるということです。それから、もう1名の方につきましては自宅で自営業をなさっているということで、保護者の方が近くに見えるということで、4名の方については却下をさせていただきました。したがって、

北の児童センターで児童クラブの方は19年4月からは43名の児童でスタートをさせていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（安藤 桂君） 健康課長。

健康課長（河合俊英君） インフルエンザの予防接種は法律上できないかというような御質問でございます。

予防接種法につきましては、市町村がしなければならない責務についての規定でございますが、他の法令等あるかちょっと承知はしておりませんが、市町村独自でやろうと思えば別段可能ではないかとは思いますが。ただし、先ほども申しましたように、予防接種法、医療上の特殊なものでございますので、町単独で判断できるようなものではないかと思っておりますので、法令上定められたものに対しての実施をしていきたいと考えております。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 簡潔に質問します。

社会福祉協議会については、利益も上がっているから補助金の減額をするということでありますがけれども、大口町の職員が1名派遣されておりますが、その人員の補てんがないと社会福祉協議会の事務局も回っていかないだろうというふうに思うんですが、その辺はどのように支援をする予定なのか、お伺いをいたします。

それから、乳幼児医療助成事業で今答弁もありましたけれども、御承知のように、きょうの新聞によりますと、神田知事は2年後の4月からはこの無料制度を拡大すると言っておられます。県の方がそれだけの年齢を拡大した暁には、町が現在、県の制度に上乘せをしている部分があるわけですがけれども、そういうことで県の制度にさらに上乘せをして医療費の助成がされれば、子育て世帯に対して大変歓迎をされるだろうというふうに思いますが、ぜひそのようにその時点では検討していただきたいというふうに思いますが、いかがでしょうか。

111ページ、障害児理学治療等講師 228万円、あるいは病後児保育利用者助成金 9万円があります。その内容について若干の御説明をいただくと同時に、障害児に対する子育て、これは乳幼児期から小学校、中学校まで大口町の行政として関与していかざるを得ないわけでありますがけれども、そうしたものの一貫した見守りや支援をやるために、保育園、あるいはこども課、あるいは教育委員会、学校の先生等々、専門家も含めて、そうした連絡協議といいますが、そうした体制をとっていただく方がいいのではないかということの御提言もしてまいりましたけれども、そのことについてはどうのお考えでしょうか。

議長（安藤 桂君） 総務部長。

総務部長（森 進君） 社会福祉協議会への職員の派遣に関連して御質問があったわけですが、先ほどもちょっと御答弁を申し上げましたように、社会福祉協議会へ部長職の職員が現在1名派遣をされておまして、この3月31日をもって町の方に帰ってくるということになります。それで、その後の人事交流につきましては、事務局長あたりとは人事交流については継続してほしい、また継続するといいいねというようなお話はさせていただいておりますが、現時点ではそこら辺について明確な方針というのは示しておりません。

議長（安藤 桂君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 田中議員から乳幼児医療の関係で御質問いただきました。

先ほど吉田正議員でも御答弁を申し上げました、乳幼児医療、今現在、4歳から8歳未満児まで大口町では行っておるわけですが、愛知県は20年4月に向けて医療の拡大を行いたいというような方向であります。これは昨年来からの医療制度改革の中で、国の方が乳幼児医療に関しては、現在、3歳未満は2割負担でございますけれども、これを就学前まで行おうというような医療制度改革に盛り込まれております。こういう状況にありまして、県内市町村においても、恐らく20年4月に向けては医療費の見直しを行っていきたくというふうに考えておりますので、大口町もそれにあわせて状況も見守りながら進めていきたいというふうに思っております。

議長（安藤 桂君） こども課長。

こども課長（鈴木一夫君） それでは、田中議員さんからの御質問にお答えをさせていただきます。

111ページ、上の方に書いてございます報償金の中の障害児理学治療等講師でございます。これにつきましては、保育園、児童センターでこういった講師の先生をお招きいたしまして、いわゆる発達におくれのあるお子さん方の治療、療育をしていただくというものでございます。具体的には、言語聴覚士の先生でございますが、月2回、年24回を予定させていただいております。それから作業療法士の先生でございますが、この方については月1回、年12回を予定させていただいております。それから臨床心理の立場から、特にお母さん方へのケアも含めまして、月3回、年36回の相談日を設け、対応させていただきます。それから、そのほかにも研修会等も予定をしておりますので、そういったものがこの報償金の中に含まれております。

それから、その下の方にあります負担金補助及び交付金の中の病後児保育利用者助成金でございます。これも一昨年からスタートさせていただきまして、病気の回復期にあるお子さんを一定の機関にお預けになった場合に、その利用料の補助を利用者の方にさせていただくものでございます。これにつきましては利用料の総額の2分の1、1,500円を超えない範囲で補助をさせていただくものでございます。1日1,500円が限度で、利用者の方に補助をさせていただ

いております。具体的に言いますと、大口町で言いますとつくしこどもクリニックさんが該当の医療機関というふうになります。

それから、そういった障害を持ったお子さん方の関係で、いつの議会かはちょっと記憶がありませんけれども、田中議員さんの方から一般質問でたしかいただいたような記憶があったと思います。そういった協議会を立ち上げるということで、そのときにも多分お話があったかと思えますけれども、今、健康課の方とは定期的に打ち合わせ等をさせていただいております。実際には年4回の会議ということで、そういったお子さんへの対応をさせていただいております。

それから、教育委員会の方へということでございますが、そのところはまだちょっとできておりませんが、19年度につきましてはそういったお話も教育委員会の方にさせていただきながら、そういったお子さんを、生まれましてから中学校へ上がるまでをずうっと見守っていきたいというふうに考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思えます。以上です。
議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 社会福祉協議会ですけれども、今まで派遣していたのをいきなり引き揚げたわけじゃないんでしょうけれども、聞くところによると、町からの派遣を解いた分の人員の補てんがいまだにめどがついていない。これは本当に回っていかなくなる。そのことについて、やっぱり町が今まで派遣していた以上、その分の補てんについても、費用負担は別にしてもバックアップをしないと、これはもうかっているから自分一人でそこら辺もやりなさいということなのかもわかりませんが、余りに冷た過ぎるんじゃないでしょうか。困っておるようです。

先ほど質問し忘れましたが、95ページの精神障害者相談支援事業、この内容についても非常に結構な予算だというふうに思うんですが、若干の御説明だけしておいていただきたいというふうに思えます。

それから、先ほどページを間違えましたけれども、141ページに循環型社会形成事業がございます。今まで、生ごみの焼却を避けるための論争が町長と議会側とで行われてまいりましたけれども、その結論は出ておりませんが、新たに国の方の施策は、堆肥化だけでなく、バイオ分野に非常に重点を置いて、ここら辺の開発をやっていきたいんだという意向が示されておりますけれども、もう一度町の方も新しく視野を広げて、生ごみ対策について研究・調査をするべきじゃないかなあと——そういう国の姿勢も含めてですね——というふうに思えます。ちなみに江南丹羽環境管理組合の施設は、メーカー保証は平成20年までです。新年度とその翌

年、あと2年間です。しかし、新処理施設のめどがいまだについていない。混迷に混迷を重ねるだけで、地元の皆さんとしては本当にやるせないことだなあと。これは本当に行政の責任です。そうしたことのめども早くつけていただかなければならないわけでありますけれども、ちなみに早急にやっていただかなければならないのは、焼却ごみ量をいかに減らすかということについて、いま一度真剣な対応を町はやるべきだというふうに思いますが、その辺については新年度予算等も含めてどのようなお考えでしょうか。

議長（安藤 桂君） 総務部長。

総務部長（森 進君） 社会福祉協議会への職員の派遣でございますが、お話がありましたように、急にやめるといような状況になったわけではございません。社会福祉協議会とも協議を重ねていく中で、十分社会福祉協議会の採用職員で事務局としての管理監督者の育成ができたから、町からの部長職、あるいは課長職としての派遣はもう必要ではないというようなお話をいただきまして、今後については、部長、あるいは課長職としての社会福祉協議会への派遣ではなくて、町と社会福祉協議会、さらにはほかの団体も含めてであります。人事交流という中で対応していきたいというようなお話を、要請もありましたし、私どももそんなようなお話をさせていただいておりますが、正直、町の方の人事異動にあわせてそのあたりについても対応するというようなことを考えておりまして、現時点ではまだそれを確約するというようなお話ができないというものであります。

議長（安藤 桂君） 福祉課長。

福祉課長（村田貞俊君） 田中議員の御質問にお答えしてまいります。

95ページの精神障害者の相談支援事業について御質問いただきました。これにつきましては、大口町といたしましては、去年の10月から地域生活支援事業ということで、その中の1事業、相談支援事業を始めました。その中で、相談支援事業につきましては、身体・知的、そして精神と、この三つの部門がございますけれども、精神障害につきましては、現在、犬山にございます桜桂会の希楽里というところに委託をしております。内容的には、精神障害者の相談に乗りまして、そういった方々のサービスですね、そういった利用。さらには、そういったところの紹介、さらにはケアプランの作成、そういった部分も行ってまいります。そして、この事業につきましては、当初、春日井市、小牧市、犬山市、江南市、岩倉市、大口町、扶桑町、そういった中で協議を進めてくる中で、精神障害者についてはここへお願いをしていこうという中で現在進められております。そういった中で各市町の人口割の負担を持つ形で、現在、ここへ負担金という形で上げさせていただいております。その費用につきましては、予算書どおり133万7,000円という金額で大口町は負担をしております。以上です。

議長（安藤 桂君） 環境経済課長。

環境経済課長（近藤定昭君） 田中議員から循環型社会形成の中のごみについて御質問いただきました。

議員御案内のとおり、確かに江南丹羽環境管理組合の施設自体が耐用年数を間近に控えているというようなことで、広域的な取り組みが今行われている現状でございます。そんな中でのお話でございますけれども、17年11月26日の焼却ごみ減量20%に基づきまして、18、19、20の3カ年間で20%を達成するというようなことで今取り組んでいるわけでございます。そんな中で、18年度につきましては各地区を回りまして、焼却ごみはどうすると減らせるかというようなことでお話しさせていただきました。その中で問題になっておりましたのが、議員も御案内のとおりでございますけれども、容器包装プラ、もしくは紙類、こういったものを焼却ごみから分別するというので、大分達成できるんじゃないかというような御意見等もいただいておりますし、こちらもそのような指導をしております。

そんなことで、19年度予算への反映につきましてでございますが、141ページの13. 委託料、資源物収集業務委託料の中にございますけれども、新たに1カ所、常時回収箇所を設けまして、そういった仕組みで各地区の方へ話していったというようなことで、モデルケースをつくってみたいと思っております。いわゆる常時そこに収集、いわゆる布類、紙、段ボール、新聞紙もですけれども、それと今言った容器包装の収集場所を設けまして、これで年間通してずっとやっていくわけでございますけれども、それによってどれだけ違ってくるというようなことも一度調査し、これがよければ各地区の方にも、区長さん等々の御理解を賜っていく中での収集になると思うんですけれども、そういったことを広げていきたいというようなことで、こちらの方に予算が組まれておりますので、よろしくお願ひします。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正輝君。

13番（吉田正輝君） 前の方の2人が質問されましたので、私はちょっと違った観点から敬老金に対して御質問をさせていただきます。

いつも町長が口癖のように言われるんですが、先人のおかげで今の大口町があるということ常言に言われておりますが、多くの企業を誘致され、今ある不交付団体の基礎をつくられた方は偉大な方だと思いますが、そればかりじゃなくて、企業を誘致するために先祖からいただいた田畑をその誘致のために提供された方、また戦争に行き無事に帰られた方、戦前・戦後の苦しい時代を子供を育てながら乗り切ってみえた方、私はそういう方も先人だと思います。その方たちに、裏切るというところがありますが、何か仕打ちをするようなやり方だと私は思いますが、どうも「先人のおかげ」という言葉が私は何か口先だけの言葉にとれてなりません。そ

ここで私は提案をさせていただきますが、明治・大正生まれの方たちが先人という方に当たると
思います。その方たちには敬老金をずうっと続けてほしいと。1万円とか5,000円とかありま
すが、5,000円均一でいいと思います。そういう方たちがずうっと亡くなるまで続けてほしい、
そのように私は提案をいたします。御討議をお願いします。

それと109ページの、僕はちょっと横文字がわかりませんが、ドリーム・コンプレックス
2010。ドリーム・コンプレックスとはどういうことであるか、一遍お教をいただきたいと思
います。以上です。

議長（安藤 桂君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 敬老事業につきまして、複数の議員さんからいろいろと御意見
をいただきました。

この敬老事業につきましては、18年度になりましてから健康福祉常任委員会協議会の方で3
回ほど協議させていただき、また全協でも御協議いただくという中で、議員さんのそれぞれの
御意見を賜った中で、今回、このような予算を編成したという経過がございます。少しお話を
聞いておりまして、高齢者を敬うという意味においての敬老事業に対する考え方が、少し私ど
も執行部と議員さんの中で食い違いがあるのではないかなというふうに思う分がございます。
私どももお年寄りを敬うという気持ちは皆さん方と同様に持つておる。それをどのようにあら
わすかということを実施として取り組んでいくというのが、19年度からは一定の年齢以上では
なくて節目の方という形での敬老金の支給、あるいは地域の方と高齢者の方が触れ合い、また
支え合うという観点での事業展開、そういったことをお願いしたいと。また、高齢者の方にも
極力参加をお願いしたいということで敬老事業を展開したいというふうに考えておるわけでご
ざいます。これをあたかも扶助費的な観点でとらえられておるといふふうに私としては解釈す
るわけです。この辺が非常に大きな違いがあるかなというふうに思っておりますので、その点
はあくまで執行部といたしましては扶助費ではないということは力説させていただきますので、
よろしくをお願いします。

議長（安藤 桂君） 地域振興課長。

地域振興課長（星野健一君） それでは、吉田議員さんから109ページでございますが、愛知
万博フレンドシップ継承事業の中の19節、負担金補助及び交付金の中で、ドリーム・コンプレ
ックス2010実行委員会についてのお尋ねでございます。

御承知おきのとおり、2005年3月25日から9月25日まで、会期185日間で万博が開催をされ
ました。愛・地球博の意義は、愛・地球博が人々にもたらした成果を単なる一過性のものに終
わらせることなく、これから愛・地球博が掲げた目的を実現していくために理念や成果を検証
し、発展させていこうということでございます。そういったことで基金条例も設けさせていた

だきましたけれども、それとは別にいたしまして、ドリーム・コンプレックスについては、コンプレックスという言葉でございますが、これは複合体という意味でございます、愛・地球博ではぐくまれたさまざまな成果を継承し、豊かで芸術的・文化的な循環型未来社会を目指すというプロジェクトでございます。主な内容につきましては、理念を継承していくということと、さらに万博期間中も行いましたけれども、国際交流ということで、海外の子供たちと大口町の子供と交流をしたり、絵画交流をしたりしております。それから、これからは伝統芸能の市民交流コンサート、さらには子供たちの絵画募集、あるいは交流事業、さらには建築設計コンペ等々を行っていくというものでございます。そういった内容でございますので、よろしくお願いいたします。以上です。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正輝君。

13番(吉田正輝君) 今、部長が答弁されましたが、先ほど課長からも、我々先頭になって敬老金を配って歩く者は顔を見るたびに、1年に1回ですが、先方も待ってみえるようなことで、下手するなら化粧までして待ってみえるというような方も大勢見えます。そういう楽しみを取るというか、今まで続けてきたことを急になくするというようなこと。水野部長のお父さんもあると思いますが、楽しみにしてみえるんじゃないですか。そういうのをよそがやらんからどうこうとかいろんなことじゃなくて、やっぱり不交付団体をつくった、財政豊かな大口町をつくった一つのお礼みたいな形で、そう長く続くわけじゃないですから、続けていったらどうかかなあと私は思いますが、水野部長のところのお父さんは要らんと言われるかもしれませんけど、そういう方があったら福祉団体へ寄附してもらやいいですから、一遍そういう観点からお考えをしていただきたいと思います。

議長(安藤 桂君) 健康福祉部長。

健康福祉部長(水野正利君) 私の父親に対しましては、寄附をするようにようおやじによう説得していきたいと思いますが、今まで9月に行われます敬老事業によりまして、年に1回でございますけど、議員さん、あるいは町の執行部等、皆さん方の御足労を得て戸別訪問をしていただいて、確かにお年寄りと面談していただく中で無事を確認していただくということもこの事業の中の役割の一つであったかなと思いますが、時代の流れがやっぱり変わってきておるという中で、この制度のあり方を変えていきたいという視点での今回の敬老事業の見直しでございますので、十分その点を御理解いただきまして、この趣旨に沿った形での運営に御協力をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正輝君。

13番(吉田正輝君) 時代の流れと言われやあれですが、大口町として変わったこともいいんじゃないですか。変わった方面の時代の流れもいいんじゃないですか。他市町村に逆らってやるようなことも私は大口町としてはいいと思うんですが、まあそれ以上言いません。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 伊藤錦邑君。

12番(伊藤錦邑君) 終わりの方になったようですが、二、三点お聞きをしていきたいと思えます。

まず一つは、平成20年度からスタートいたします後期高齢者医療制度でございますが、これは中を見ますと、かなり大変な方も出てくるようですけれども、住民に対するそこらあたりの啓蒙はどのように考えていらっしゃるのか、お聞きをしていきたいと思えます。

それから、フレンドシップの継承事業基金でございますが、1,200万円という積み立てを今年度やっていかれるわけですが、新しい条例制定ということでございますので、条例のときにお聞きすべきだったかと思えますが、表現が国際交流の取り組みを定着させるフレンドシップ継承事業の健全かつ円滑な運営を図るためというような表現をしていらっしゃると思いますが、具体的にはどういう事業を展開していかれる予定なのか、またどういうふうに進んでいく予定なのか、お聞きをしておきたいと思えます。

それから、保育園の問題で二、三、お聞きをしておきたいと思えます。

現在、大口町で措置ができていない対象児童というのがあるのかなのかということが一つございまして、それからもう一つは、従前ですと、かなりきちとした通園区域みたいなものがありまして、その区域を現在はどういうふうに取り扱っていらっしゃるかということですね。

それから、この予算書を見ますと臨時職員が33名あるわけでございますが、お尋ねをいたしますと、この中に短時間の保母さんもあるようにお聞きするんですが、これは何名であって、その方の処遇、例えば災害が起きたときにはどういうふうに対応するかとか、そういうことなんかはどのような体制になっているのか、まずこれをお聞きしておきたいと思えます。

それから次は、上小口地区の不燃物の集積場を今度求められるようですけれども、これは面積が大体どれくらいであって、一定のこうした規格ですね、どのぐらいの大きさのものを対象にするんだというような規格みたいなものがあるのかどうか。また、地域によっては、事実、私の地元でもこうした問題が起きておりますので、話をしていないかんとお聞きしておりますので、規格があればどれぐらいの大きさのもので、大体単価はどれくらいのもんだというようなことをお聞かせいただきたいと思えます。とりあえず以上です。

議長(安藤 桂君) 地域振興課長。

地域振興課長(星野健一君) それでは、伊藤議員さんの御質問にお答えをさせていただきます。

す。

109ページでございますが、フレンドシップ継承事業基金積立金ということでございます。これは新規事業でございます、「愛・地球博」万博の開催収支が大幅に伸びたということでございまして、129億円と言われております。これの半分、後を継ぐ財団に半分と、開催地分ということで64億5,000万円が開催地に配られるものでございまして、この配分するコンセプトといたしましては、記憶に刻む、あるいは繰り返し伝える。さらには、遺産を具体的な形で実用化するというものでございまして、一市町村一国フレンドシップ継承事業に10億円でございます。大口町といたしましては、まずこの基金を全額いただくということで、1,196万8,000円をいただきます。それで19年度の使途でございますけれども、109ページの上段にございますように、愛知万博フレンドシップ継承事業ということで129万8,000円、19年度は予定をさせていただくというものでございます。次年度以降、これは23年度まででございますので、毎年こういった形で予算を計上させていただくというものでございます。

特に細かいことといたしますが、主なものといいますと、13の委託料で多文化共生啓発事業開催協働委託料がございまして、これにつきましても予算の概要を見ていただきますと、10ページになりますが、民生費の中の目、地域振興費の中に多文化共生啓発事業協働委託料として載せさせていただいております。内容等については、こういった形で使わせていただきますということでございますので、御承知おきいただきたいと思っております。よろしく願いいたします。以上です。

議長（安藤 桂君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） 高齢者医療制度に関しまして御質問いただきました。

101ページから103ページに後期高齢者医療制度の助成事業が載せてございます。この中には、当然、啓発用のパンフレットが載せてございます。また、いよいよ3月20日に広域連合がスタートしますけれども、広域連合の方でも啓発用のパンフレットをたくさんつくっております。それをもとにしまして、19年度早い時期に各地区にお邪魔をし、説明会を開催していきたいというふうに思っております。また、議員さん方にはいろいろ各地区でまたそういうお集まりのある時期等、うちの方へお教えをいただければ、早急にお邪魔して説明会を開いていきたいというふうに思っております。よろしく願いします。

議長（安藤 桂君） 保育長。

保育長（稲垣朝子君） それでは、伊藤議員からの御質問ですが、117ページ、保育園の関係のところでございます。未措置の児童についての御質問を受けましたが、待機児童という解釈でよろしいでしょうか。大口町の場合は待機児童は今ゼロです。おりません。

あと、通園区域についてですが、小学校と違まして、保育園については通園区域というの

は特に設けておりません。ですので、町内の保育園であればどこの保育園でも入っていただけるということです。

あと、臨時職員についてですが、33名のうち8名が短時間、4時間の臨時職員ということで、新年度、予定しております。町の臨時職員と同じ扱いになっておりますので、その時間に合わせて、例えば保育園でけがをした場合とか、そういった場合は町の臨時職員と同じ対応になっております。以上です。

議長（安藤 桂君） 環境経済課長。

環境経済課長（近藤定昭君） 上小口の不燃物集積場につきまして、伊藤議員から御質問いただきました。

まず面積の関係でございますけれども、12月の補正でお認めいただきまして、今現在、分筆の方の事務に取りかかっております。そんなことで、当初予算につきましては約270平米ぐらいの積算に基づきまして予算化させていただいております。実質的には、今回、利用状況に合わせた分筆によって正式な面積が決まってくると思っております。

それから、18年度につきまして、さつきヶ丘の買収をかけました。それから今回の上小口というようなことで、ある一定の面積、基準でございますけれども、1世帯当たり、今ちょっと数字が頭に入っていないけれども、何平米ということで基礎的な数値をもちまして、各地区、上限がこれだけというような形の中で、今後、地元からそういう買い取り要望等ございました場合につきましては、その物差しに照らし合わせまして買い取っていきたいというような考えでありますので、よろしく願いいたします。以上です。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 伊藤錦邑君。

12番（伊藤錦邑君） そうしますと、今の土地の話ですが、大体80坪ぐらいですかね、三八、二十四ですからね。あまり小さいのでは多分対応できないというか、認めにくいと思うんですが、ここらあたりを中心に判断して話をしていけばよろしいと、こういうふうに理解しておけばよろしいでしょうか。

それから、今の保育園の8人の4時間勤務という方ですけれども、町の一般臨時職員と同じ扱いだというふうに御説明がございましたけれども、実際、4時間ということになりますと、何か特定の目的があって依頼していらっしゃるというようなふうにしかとれないわけですが、そこらあたりについてはどのような目的で募集していらっしゃるんですか。

議長（安藤 桂君） 環境経済課長。

環境経済課長（近藤定昭君） 今、私の説明不足で申しわけございません。

各区で当然、世帯数が違うわけですね。その各区の世帯数に一定の数字を掛けまして、例え

ば秋田なら、例えばの話で言いますが、200世帯であればこれに掛けて何平米が上限がという形で計算していきます。それで上小口につきましても、上小口はこの1カ所だけではございませんので、3カ所あると思っておりますが、そういったものを含めた中での上限をつくっております、それでやっていくという形になります。ですから、この地区が持てるというわけではございませんで、あくまで1世帯当たり何平米という基準に基づきまして、各区ごとの世帯数で上限を求めていくという形にしておりますので、よろしくお願いいたします。

(「1世帯何平米」という呼ぶ者あり)

環境経済課長(近藤定昭君) ちょっと今、頭に入っておりません。

議長(安藤 桂君) 行政課長。

行政課長(馬場輝彦君) 伊藤議員から保育園の関係の賃金の話で、4時間の賃金者についてはどういう内容かという御質問であります。

昨年来、勤務時間の規則改正ということでお願いをしておりました関係で、従来、休憩時間が45分、休憩時間が15分ずつあって、トータル30分という休憩時間をなくして休憩時間を1時間というふうで本庁関係もやって、保育園も同じようにやっていただくというような話を申し上げて、条例を可決にさせていただいたという経過がございます。その中で、ただし保育園についてはなかなか休憩時間がとれないということもあるものですから、休憩時間をとるための賃金者ということで、今回、4時間の賃金者を雇って保育士さんが休憩時間をとれるようにという配慮をするための賃金者であります。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 伊藤錦邑君。

12番(伊藤錦邑君) 大体了解をいたしました。

こういう制度というのは、実はいろいろ今までの制度の上ののせていく制度でございますので、中身を検討していきますと、いろいろ議論を呼ぶところではないかなあというふうに思うわけでございます。したがって、今も敬老金のお話みたいなもので、既得権はそのままにして、次の新しい制度をどんどんどんどん進めていくというだけではなしに、今まであった制度をどう対応するか、こういうことをしっかり考えていただかないと、ある時期になって、えっ、こんなというような状況になっては大変でございますので、十分そこらあたりを精査して今後も適切に対応していただくように、これは希望みたいなことになりますけれども、あらゆる問題に対して同じことでございますけれども、既存制度を十分検討し、なお新しい制度を導入する。それに伴ってどうするのかということをやっていく。これが普通の筋であろうというふうに思いますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長(安藤 桂君) 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 以上で、民生費、衛生費の質疑を終了いたします。

会議の途中ですが、3時まで休憩いたします。

(午後 2時52分)

議長(安藤 桂君) 休憩を閉じ、会議を再開いたします。

(午後 3時00分)

議長(安藤 桂君) 続いて款5.労働費から款8.土木費までについて、予算に関する説明書144ページから175ページまでとします。

その前に環境経済課長から発言を求められておりますので、発言を許します。

環境経済課長。

環境経済課長(近藤定昭君) 先ほど伊藤議員の方から、上小口の不燃物集積場につきまして答弁いたしました。そこで若干、私の勘違いがございましたので訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

不燃物集積場用地に関する基本方針といたしまして、まず設置数でございますけれども、各地区300世帯で1ヵ所程度というような一つの規模を持ちまして、それから面積の関係でございますけれども、面積につきましては、先ほど世帯と申しましたが、各区の人口1人当たり0.2平米を掛けていただきました面積を上限とするというようなことでございますので、この分訂正させていただきますので、よろしくお願いいたします。

議長(安藤 桂君) では質疑に入ります。

ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 河合唯敏君。

14番(河合唯敏君) 147ページ、13の委託料で1点だけお尋ねをしておきます。

農地情報管理システム保守点検委託料という項目がございますが、どんなお仕事をやっていただけるかひとつお聞かせください。

議長(安藤 桂君) 環境経済課長。

環境経済課長(近藤定昭君) 河合議員から、農業委員会費の中の農地情報管理システム保守点検委託料について御質問いただきました。

これにつきましては、農地等の面積、それから所有者、利用者等のシステムをパソコンに入力しております。そういったものを、現在、13年から古いパソコンでやっておりましたけれど

も、今回新しい、18節でございますけれども、備品購入いたしまして、パソコン・サーバー等を入れまして新しくやっていくわけでございます。その中で、やる内容でございますけれども、地番地図データの入力、それに基づく所有者等の入力が適正に行われるような保守点検をやっていくというような内容でございますので、よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 田中一成君。

2番(田中一成君) 147ページ、農業振興費全体の問題になりますけれども、農業公園構想という言葉もよく聞くんですが、遊休農地についての実態把握をやっていただくということで今まで御答弁もいただいております。農地の付加価値を高めて、元気な農業を大口町で育成をするという意味で、そうした実態調査がきちんとやられているかどうかというのが、そういうことに対する基本的なスタンスの問題だろうというふうに思いますので、お伺いをいたします。

それから157ページ、商工業振興事業で商工会に対する補助金も300万円ほど減額をするそうでもありますけれども、大口町には御承知のように中小自営業者が非常に多数ございます。こうした自営業者の皆さんも若干の景気の回復の中で今息をつないでいる状況はあるわけでもありますけれども、中小業者に対する振興策、経営基盤の安定、あるいは技術の振興、あるいはそうしたことについての支援、そうしたものも一層私は重要な時代になっているんじゃないかというふうに思うんですが、委託をしてもその事業をやっていただけないから補助金の減額だというのは少し解せないなというふうに思うんですが、御所見を伺います。

161ページに砂利採取事業についての監視員の配置するために180万円の報酬が計上されておりますが、砂利採取にかかわる大口町の条例を発効すれば砂利採取は防げるというふうに感じてきたわけでもありますけれども、その発効時期はいつであったのかなどを含めて、このことについての御説明をいただきたいと思います。

163ページの道路新設改良費に関連してお伺いをいたします。都市計画決定がされております小口線の北側については既に完成して数年がたつわけでもありますけれども、南側の方が手つかずであります。担当者の配置もされていないということでもありますけれども、計画がある以上、この事業についてはきちんと進めるスタンスをとっていただかなければならないというふうに思うんですが、何らかの新年度の予算の計上があるのかどうなのか、お伺いをいたします。

それから、一番下段に堀尾橋の歩道橋設置のための設計委託料1,600万円が計上してあります。大口町の尾北自然歩道全体についての感じでもありますけれども、堤がそんなに高くないもんですから、なかなか困難かと思うんですけれども、散歩をするなり、ジョギングをするなり、自然歩道をやる際にも一々道路を何度も横断しなければならないということで、橋の下等にそ

うした遊歩道がつながっていけば、そうした危険箇所も避けながらゆっくりとやれるんじゃないかというふうに思うんですが、そこら辺の検討もぜひしていただきたいなというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

それから 165ページ、調整池の詳細設計委託料が 1,820万ございます。何か余野の方でそうしたもの 1カ所設置をというような御説明も若干ありましたけれども、もう少し具体的に御説明がいただければというふうに思います。

それから 175ページ、耐震改修促進計画の策定業務委託料で 935万円、大変大きな金額が計上してある一方、耐震改修費の補助金の予算は 180万円にすぎませんが、この辺のところを御説明がいただければというふうに思います。以上です。

議長（安藤 桂君） 環境経済課長。

環境経済課長（近藤定昭君） 田中議員から、全町農業公園構想の中の遊休農地の活用につきまして御質問いただきました。

まず町内の遊休農地でございますが、市街化区域を除く調整区域での話でございますので、御理解賜りたいと思います。全町で 7.5ヘクタール、細かく分けると、田んぼが 3ヘクタール、畑が 4.5ヘクタール、これを南部と北部と分けると、北部が 3.3ヘクタール、南部が 4.2ヘクタールというようなことで、昨年11月時点でこの調査は終わっております。今後、この遊休農地につきましては、農業委員を初めといたしまして、私ども農政もかかわる中で、いかに有効利用していくかということを考えて検討していきたいと思っております。

それから、157ページの商工業振興事業費の 2,500万の件でございます。こちらにつきましては、確かに集中改革云々もございまして、補助金の見直しを商工会事務局等とさせていただきました。そんな中で、いわゆる商工会としての単独での歳入、特定財源的なもの、それから事業の見直し、双方の中での話でございますけれども、これは商工業として私どもが認めていくものかどうかというような判断をさせていただきました。そういった中で精査いたしました結果、こういった数字になったというものでございますので、御理解賜りたいと思います。以上です。

議長（安藤 桂君） 建設課長。

建設課長（野田 透君） 田中議員から、161ページ、砂利採取監視嘱託員の報酬について御質問いただきました。

まず砂利採取につきましてですが、大口町地下水の保全に関する条例、これは平成12年6月16日に制定をされたものでございますが、これを16年12月27日に改正をいたしまして、砂利採取は実質6メートルまでというような規制になったわけでございます。その後、申請がなかったわけですが、今回、仲沖二丁目地内で2件の砂利採取の申請がございました。条例の改正の

ときに説明をさせていただきましたが、地下水の調査の結果、大口町の地下水は地下7メートルを境にしまして二つの層から成っております、7メートルより深い層の地下水は非常に速い流れで流れております。その際、上層部の地下水を巻き込んで水平方向に流れていくというようなことが調査の結果わかって、それをもって条例の改正を、砂利採取のような6メートル以上掘り、現地の土を取り、その土以外のものでも埋め戻す作業を禁止したということでございます。ですから、砂利採取がこれをもって禁止されたというわけではございません。6メートルの制限をつけて許可はされるということでございます。

それで6メートルの監視についてを、町民が毎日飲んでいる水道水にこの地下水が含まれているというようなことで、この6メートルには非常に大きな意味がありまして、この地下水を安全に保全していくということが大変重要でございます。この6メートルを守っていただくように専任の監視員を配置して監視をしていくというものでございますので、よろしく願います。

それから163ページ、一番下にあります堀尾橋の歩道橋設置工事の実設計委託業務についてでございますが、堀尾橋がかかっております道路は豊三線と申しまして、豊三線は堀尾橋から155号の方へ抜ける道路でございます。豊三線全体を見ますと、ちょうど学共、それから児童遊園、それから八剣社の近くでございますが、この部分だけは歩道が片側しかないというようなことで、その辺のところが大変危険だというような地元の要望を受けまして、その部分の歩道設置を16年から測量調査を始めまして、現在進めておるところでございます。その上流部分がちょうど堀尾橋という橋になります。この部分も非常に狭く、またカーブもきついということで、当然、歩道はありません。ですから、今計画しておりますのは、この堀尾橋の上流に5メートルほど拡幅をいたしまして、車道を上流側にスライドさせることによって両側、上流・下流側に歩道を設置して、それと含めて急カーブの緩和をしてみたいというようなことでございます。議員おっしゃるように、自然歩道の連続性を持たせるために、橋の下をくぐるような方法をとというようなことでございますが、今回の事業の目的は、今言いました豊三線の歩道がないということでございますので、そういった事業を進めさせていただくということでございますので、よろしく願います。

続きまして、165ページの調整池詳細委託料についての御質問でございますが、これは余野四丁目に、ちょうど余野神社のところに余野4号公園がございますが、それに隣接して余野1号緑地というものがございます。面積的に911平米、これは30メートル四方のものと考えていただければよろしいですが、そこに昭和用排水から洪水時の洪水を池の中にピークカットするというような形で、面積的に小さいものですから、調整池の規模としては1,000立米を計画しております。深さが、その中でつくるものですから、2メートル以上、3メートル近くのもの

になってしまうということで、そういった池、1,000立米が限界というような考えを持ちますが、1,000立米のものをつくって、洪水のピークカットをするということでございます。19年度に設計委託を発注、20年度に工事をしていきたいということで考えておりますので、よろしくお願いたします。以上であります。

議長（安藤 桂君） 都市計画課長。

都市開発課長（杉本勝広君） 説明資料 163ページの道路整備事業に関して、小口線の南側をどうするんだという御質問と、175ページの耐震診断の関係の質問を2点いただきました。

小口線の南に関しましては、現在、大口町といたしましては都市計画道路愛岐南北線を重点的に、さらに愛岐南北線に関連いたしまして155号線の4車線化に取り組んでおります。よって、小口線の南につきましては今のところ計画はございません。しかし、昨今の状況を見るに、整備の必要性は十分感じておりますので、いましばらくお待ちいただきたいと思っております。

それから耐震改修に関連してでございますが、耐震改修促進計画策定業務委託料935万が見えるということでございますが、この委託料につきましては、平成17年3月の中央防災会議におきまして、平成27年までに死者数及び経済被害額想定から半減させるとの目標を持って優先的に取り組むべき建築物の耐震化緊急方針を全国的に取り組むとされました。建築物の耐震改修の促進に関する法律に基づき、今年度、都道府県レベルで既にこのプランが策定されております。それを受けまして、平成19年度、各市町村で策定していくものでございます。

内容といたしましては、基礎調査、特定建築物の整理、木造住宅の棟数、密度、耐震化状況の把握、人口、建築密度、都市機能集積状況、さらに地盤情報の把握。ここで大きな問題になるんですが、避難道路、通学路、災害時の避難地防災拠点の設定箇所まで調査させていただきます。現地につきましては、今申し上げました緊急時の避難道路、通学道路沿いの特定建築物の調査、用途地域別の調査、さらに耐震改修促進計画を設定してまいります。これを地域防災マップという形でつくり上げさせていただきます。これを全戸配布させていただくということでございます。

この大きな目的といたしましては、現在ある道路沿いにあります塀ですとか建築物が物資の緊急輸送時に使えるか使えないかという判断もしてまいります。それから、今、行政課が進めております帰宅マップ、通勤者の帰宅時の道路確保を含めて緊急輸送路の道路確保の点からも調査するものでございますので、よろしくお願いたします。

さらに質問の中で耐震改修の補助金が180万だということでございますが、これは決算のときにも申し上げておるんですが、なかなか事業が進まないということでございます。18年度は3棟補助を実施させていただきましたが、3棟とも耐震にかかる部分は200万程度なんです、そのほかの付随施設、壁ですとかいった施設を直しますと700万から1,000万という金額がど

うしてもかかるということで、なかなか進まないのが現状でございますが、来年も60万の3棟分で180万を計上させていただきますので、よろしくお願いいたします。以上です。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 宮地計年君。

10番（宮地計年君） 2点質問させていただきます。

いつも問題になっております生ごみの問題であります。これを見ますと、集中型の堆肥化施設の考えが全く見えてこないわけですが、昨年、アンケートをとられた結果、町民の75%が賛成しているというにもかかわらず無視しているような形になっておりますが、こうした計画はされるかされないか、やるかやらんかはっきりとお願いしたい。

それから、この中で生ごみの堆肥化施設の保守点検委託料、これはどこを点検されるのかということ。また、有機肥料成分の分解の業務委託料、これはどこをどのような形でされるのかということです。それから観察農場管理委託料、昨年用地を買ったところですね。これはどのような管理をされるのかということをお聞きしたいと思います。よろしく。

議長（安藤 桂君） 環境経済課長。

環境経済課長（近藤定昭君） 農業公園構想の中での生ごみに対する宮地議員からの御質問でございます。

昨年、生ごみの関係でアンケートをしました。その中で、全協の中でもお話しさせていただきましたけれども、やり方によっては賛成するというものを含めまして、半数以上の方がございました。そんなことで、私どもといたしましては平成19年度、款が違うわけでございますけれども、循環型の方でございますが、廃棄物減量推進委員会、いわゆる一貫して可燃ごみ減量のもとで、まずごみ減量を考えていきたいというようなことでの取り組みをそちらの方の委員会に付託し、どんな方法が一番いいかというようなことを検討してまいりたいと思っております。

それから、生ごみの保守点検でございます。これにつきましては御案内のとおり、相手が機械でございますので、壊れていないかどうかを定期点検・補修をしていくものでございます。

それから、観察農場の管理委託料でございます。これにつきましては、昨年の7月に農地を買った関係でいろいろやってきたわけでございますけど、ことし19年度につきましても、こちらに書きましたように、観察農場というようなことで保育園児の方等の農業体験、いわゆるよく言う食育の一場面を提供できたらなというようなことで、1年間まず圃場を管理するというようなことでございます。これにつきましては、一般的な農業、水田でございますので、田起こし、それから田植え、稲刈り、草抜き、そういった等々の農作業を委託していくものでござい

ます。

有機肥料成分分析業務委託料につきましては、環境保全コンサルタントに委託しまして、含有の窒素・燐・カリ、よく言われる三元素のものを調べるなりしていくものでございます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 宮地計年君。

10番(宮地計年君) 今、生ごみの処理についてはあまり考えていないということ、焼却ごみを減らすということを重点に置くと。ということは、資源ごみを一生懸命やるということですね。ということは、生ごみは集中型については全く考えていないということですか。ということは、河北の方も生ごみはやめるとということですか。

それと、生ごみの保守点検委託、これも河北の施設のことだと思えますが、あれ自体はそう大した機械じゃないですが、あれは保守点検委託料を出すほどのものではないと思えますが、その時点で見ればわかると思えますが、そういうところはどういうふうに見てみるかということですね。そう難しい機械ではないだろうと思うが。私どもはずうっと集中型でお願いしてきておるわけですが、今ずうっと沈黙で全然動きがなく、今回も予算も計上なし、そうしたことが全く入っていないということではありますが、これまで一生懸命いろいろなことをやってきて、町民にいろんな施設も見ていただき、いろんな方法でやってきたんですが、それを無にして何も考えない、計画もしないということは、行政自身としてそれで済んでいくのかどうかということですね。ある程度の責任というものも持って動かないかんだらうと思えますが、そういうことになると、河北も一切生ごみの処理はやめるかということにつながってってしまうような気がするんですが、そういうことはどういうふうに見てみるか、再度お願いしたいと思えます。

議長(安藤 桂君) 環境経済課長。

環境経済課長(近藤定昭君) 私の言葉足らずで申しわけございません。生ごみ堆肥化について全然やらないわけじゃなくて、先ほど言いましたように、アンケート調査の中で半数以上の方を含めまして、やり方によってはやってもいいというようなコメントがございます。ですから先ほども言いましたけれども、生ごみの処理方法については今後とも継続して検討していくということでございます。決して云々ではございません。ただ、私がさっき言いましたのは、生ごみが発生したものは、順番的な話でございますけれども、自分で出たごみは自分で処理する。それができなければ地区でやる。そうでなければそれは町がやる。町でできないものは広域でやるというようなもとの話をしていくという話をちょっとはしょってしゃべってしまったというようなことでございますので、御理解賜りたいと思えます。

それから保守点検でございますが、先ほども言いました機械でございます。そして御案内のとおり、シャフトでもって軸を回していくというようなことで、いわゆる点検をある程度していかないと、壊れた段階でやりますと、全体をかえるとかいろいろと経費等がかかってくるわけでございます。それで早目、早目の点検、軽い状態での補修というようなことが一番ベターかと思っております。そんなことで保守点検をさせていただきながら、継続させていただくというようなことでございますので、よろしく申し上げます。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 宮地計年君。

10番(宮地計年君) 保守点検ですけど、保守点検だけの委託料ですね、50万ですか。ちょっとえらいですか。そう大きな施設の機械でもないんだから、行ってずうっと一回り見て、中を見て点検すれば1日もかからんぐらいで済んじゃう話ですが、ちょっとそこんところがわかりませんね。

それと、くどいようですが、集中型で1ヵ所で町としてやっていこうという考えは全くありませんか。お願いします。

議長(安藤 桂君) 環境建設部長。

環境建設部長(山田三夫君) まず保守点検の関係でございますが、小さい部品等については入っておりますので、よろしく申し上げます。

それから集中型の生ごみの関係でございますが、今の段階、先ほど課長が申しましたように、まずごみの20%を減量していくんだということで地元等々も昨年ずうっと説明をさせていただいた経緯がございます。そういう中において、アンケートの中では町がやっていくときには協力ができるというような話であり、またこの件につきましては今後まだ研究をしていくという段階でございますので、よろしく申し上げます。

議長(安藤 桂君) 他にありませんか。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 河合唯敏君。

14番(河合唯敏君) 1件だけ。当初、提案説明のときに部長さんから遊園地、公園等を一本化したというようなことで、やっぱり予算書を見ていただきますと児童遊園地までが都市開発課に入っておるようでございますが、私の聞きたいのは、外坪と二ツ屋に農村公園があったと思いますが、こちらも同じように管理をしていただくか、それだけ確認しておきます。

議長(安藤 桂君) 都市開発課長。

都市開発課長(杉本勝広君) 今御質問いただきました公園の一括管理でございますが、児童遊園、それから今まで建設課で管理しておりました農村公園二つ、都市開発課の方で一括管理

させていただきますので、よろしく願いいたします。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 以上で、労働費、農業費、商工費、土木費の質疑を終了いたします。

続いて款9.消防費について、予算に関する説明書の 174ページから 183ページまでです。
ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 質疑なしと認めます。

以上で、消防費の質疑を終了いたします。

続いて款10.教育費について、予算に関する説明書の 182ページから 245ページまでです。
ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 柘植満君。

3番（柘植 満君） 187ページの特別支援教育指導講師というところがありますけれども、これは発達障害の方たちが今大変ふえてきております。それで、その方たちのためにいろんな連絡協議会とかいろいろが行われていると思うんですけども、この発達障害に関する教師の研修というのはどのように行われているのでしょうか。また、こういう子供たちがふえてきているということは事実であると思うんですけども、こういったことに関しての教育体制というのはどういうふうになっているのか、お尋ねしたいと思います。

それから 215ページです。先ほど芸能文化事業の開催委託料のところ、ほほえみとかもここへ入ってきているというふうに伺いました。他の団体も含むということで、これが 200万ということですね。これは年々、芸能文化事業の開催委託料が減ってきているように思うんです。去年は 320万だったと思います。その前が 420万。今回が 200万ということですが、文化事業の中身、去年はファミリー音楽会というふうに御説明があったと思いますが、文化事業というのは大事な事業だと思うんですけども、中身がいろいろと考えられているとは思いますが、減ってきた理由というのを聞かせていただきたいと思います。

それから、下の方に家庭教育推進事業というところで家庭教育推進連絡協議会というのがありますけれども、先回も参加者がだんだん減ってきて予算が削減されているということでありましたけれども、この家庭教育推進連絡協議会というのはどういう中身が協議をされているのでしょうか。今、家庭教育の大事さがすごく問題になっているところでありますけれども、この中身を教えていただきたいと思います。

それから、227ページのところで、15の工事請負費のところでトイレの改修が行われており

ます。いろんな学共とか施設のトイレが洋式のトイレに改修をされておりますけれども、これは全部が、今、各施設に洋式トイレがあるわけではありませんので、これは申請をしなくても、順次そうした洋式トイレを町の方で設置をされているのか、申請がなければされていないのか、この辺もお尋ねしたいと思いますが、今の時代ですので、計画的にきちっとしたトイレの改修も進めていただきたいと思います、いかがでしょうか。

それから、229ページの健康文化センターのところで、ピアノのところのお部屋、何とかピアノがありますね、スタンウェイですかね。皆さん、こういったピアノで練習できるということに対しましては、すごい感謝をされているところでありますけれども、使用の時間帯ですけれども、これは午前・午後・夜と3段階に分かれているのではなかったかなと思いますけれども、ピアノの練習を行うのに午前・午後とかではなくて、2時間ぐらいピアノの練習をすればいいという声もありまして、こういった時間をもう少し細かく区切ってほしいという声もあるんですが、そういう声はないんでしょうか。その辺のところもどのようにお考えなのか、お尋ねしたいと思います。

それから最初に方に戻りますが、193ページの学校の図書ですけれども、昨年ちょっとお尋ねいたしました。活字離れが問題になっております。そういうところで、学校の図書をふやそうということで目標がございます。昨年お尋ねしましたときは、西小学校が大分少なかったように思います。学校の設置する場所がないという御答弁だったと思うんですけれども、学校図書館の図書整備計画として5カ年で1,000億円という予算が国からも出ているところでありますけれども、大口におきましても場所がないとかではなくて、図書をきちっとふやしていくことが必要ではないかなというふうに思います。その辺のところを今年度はどうなっているのか、お尋ねしたいと思います。以上です。

議長（安藤 桂君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 187ページの特別支援教育指導講師の関係で御質問をいただきました。

LD（学習障害）、ADHD（注意欠陥多動障害）、それからアスペルガー（自閉症）、こういった子供が年々増加してきております。こうした軽度発達障害の子供たちにどのような指導ができるか、あるいは対応が必要なのか。専門の医師、あるいは心理士にお願いをいたしまして、先生、児童、保護者への相談や指導を行うものでございますが、平成18年度中に特別支援の相談を受けた児童・生徒の数は147人、これまで最も多い状況になっております。特別支援教育の指導講師の助言や指導によりまして、保護者、養護教諭、学校担任等が個々の児童に対する適切な対応について連携をいたしまして、連絡相談も行われております。今後も引き続き計画的に取り組んでいかなければならない問題であるというふうに考えております。こうした

ことから、今年度の重要施策の一つといたしまして、昨年の36回から60回に増額をさせていただいておりますので、よろしくお願いたします。

それから、193ページの学校図書の関係でございますが、これは昨年度も御質問をいただいておりますが、南小学校につきましては、標準数が8,760に対しまして蔵書数が1万1,421冊です。北小学校につきましては、1万360冊の標準数に対しまして蔵書数が1万995冊。西小学校につきましては、標準数が1万760冊、蔵書数が1万1,234冊。大口中学校につきましては、標準数が1万720冊に対しまして蔵書数が8,316冊。北部中学校につきましては、標準数が8,480冊に対しまして蔵書数が9,361冊というふうになっております。西小学校につきましては、以前は標準数を下回っておりましたが、順次購入をしましてまいりました。その結果、2月1日現在では標準数を上回る形となっております。以上です。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） まず、芸能文化事業の予算の減の関係であります。

平成18年度は320万だったというお話で、本年度は200万、減っているなあということあります。従来、芸能文化事業というのは、芸能人を呼んで、それを町民に、なかなか名古屋、東京、大阪へ行ったり見たり聞いたりすることができないということで、大口町に呼んでやってまいりました。しかし、そんな時代はもう終わって、文化芸能事業というものの、本来、自分たちの町で自分たちが一緒になって文化をつくっていく。そうした中の事業を一緒にやるということで、本年は3月にも行われますけれども、琴生流のところをお願いをし、西小学校、さらには北小学校、さらには文化協会の参加団体を交えまして、大口町一円で、子供、お年寄りといった事業を繰り広げていくということで、予算がことしの場合200万ぐらいになっております。それで、そうしたお金の使い方、ただ500万だ、1,000万だを組んでやればよいというものじゃなくて、本当に自分たちが参加できて、その文化に興味を持てるような事業に今後はしていきたいということで、お金は下がりましたけれども、内容はより濃いものになっていくのではないかとこのように思います。

それから、家庭教育の推進協議会等でどんな内容の事業をやっているかということあります。まず11月には、ふれあい祭りに中学生、小学生等が、子どもがテーマを与えまして、そこで事業を営んでいただくというのが一つあります。さらには、幼児と親さんが一緒になって、親子の触れ合いをしていく事業を展開していく。さらには自然体験教室といって、大口町だけでなくよその地域を見ていただいて、自然に触れ合っていて、その自然から自分が学ぶというような教室を開いております。以上が家推協の主な事業、さらにまだまだ細かい事業はたくさんあるわけですが、重立った事業はそんなところであります。

それから、工事関係のトイレの改修であります。これは子ども、既に学共等を見た中で、当

初つくった当時はそのトイレでよかったわけですがけれども、年々お年寄りもふえてくる。または、けがでリハビリをされている方が地区の会合あたりに出ていっても足が曲がらない状態、そんなことをよく耳にいたしました。それで洋式トイレの改修を、生涯学習課、逐次改修をしてまいりたいというように思っております。

そこでもう一つは、質問にはなかったわけですが、公民館分館の自立活動ということで予算を200万計上しております。そうした活動をやっていく上においても、洋式トイレの改修はぜひとも必要であるということから、本年はモデル地区を二、三カ所ないし4カ所つくりまして、公民館活動を支援していくということでありますので、ハードの面とソフトの面でそうしたトイレ、さらには細かいものを直しているということでもありますので、御理解がいただきたいと思っております。

それから、ピアノの時間で声があるかないかという話ですが、私の中には、二つ耳を持っておりますが、入ってきてはおりません。しかし、皆さんが使いやすい形にしてあげなければ使っていただくことができないということでもありますので、またそういうお話を一度聞きながら、できるものは直していきたいというように思っております。よろしく願いいたします。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 柘植満君。

3番(柘植 満君) 図書館の方は大変努力をしていただいて、標準以上になったということで、大変うれしく思っております。今後も、図書館費用はなるべく図書館の方に使っていただきたいということを思っております。

それから、187ページの特別支援の方ですけれども、今、障害といいましても幅が広いというか、いろんな障害の子供さんが見えになります。さっきおっしゃったように、アスペルガー症候群の子供さんも大変ふえております。そういった中で教育の方も大変だと思いますけれども、アスペルガー症候群の方たちが、お尋ねしましたところによると、さわやかルームというのがあって、気分をリフレッシュするというので、そういった教室に通うことができるというふうになっているということを伺いました。先生の都合もあるかとは思いますが、こういった子供さんたちがふえていくとなると、今の形で対応ができるのかどうかということを伺いたいと思っておりますが、子供さんにとっては、先生が途中でいなくなるという形で研修に行かれたりする場合に、大変不安に思ってしまうという声も聞いておりますが、今後、こういった教室、指導の中で、もう一步深くお尋ねしたいと思っておりますが、今の体制でいかれるのかどうか、そのところをどのように工夫をされているのかどうか、お尋ねしたいというふうに思います。

芸能文化事業の中には、住民参加でいろんなことをやっていくので予算が減っていくという御答弁をいただきましたので、金額云々ではなくて、よりよい芸能文化事業を今後も進めてい

ただきたいというふうに思っております。以上です。

議長（安藤 桂君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 特別支援教育の関係で御質問をいただきました。

各小学校では、校内に支援委員会といったものを設置いたしまして、校内の現職教育、あるいは保護者等の懇談会などを計画的に取り組んでおります。特別支援の臨時講師の方の指導、あるいは助言をいただきまして、保護者、特別支援のコーディネーター、あるいは養護教諭、さらには学級担任等がスムーズに連携をし、相談が行われております。特別支援の臨時講師を活用することによりまして、生徒に対する適切な対応について学ぶだけではなく、現職教育等を通して、教職員の特別支援教育に対する理解が深まってきているというふうに感じております。また、校内の支援体制も、ほぼ確立ができてきているのではないかとこのように思っております。今後も引き続いて支援をしてまいりたいというふうに考えておりますので、よろしくお願いたします。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 河合唯敏君。

14番（河合唯敏君） これまた1件だけお伺いしておきたいと思いますが、209ページ、部長さんの説明ですと、下の方の11. 需用費の中で印刷製本費が予算化されておきまして、両中学校の記念誌を印刷するという説明を受けましたが、この印刷できたものの配布の範囲はどのようにお考えになっておりますか、お尋ねをしておきます。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 河合唯敏君。

14番（河合唯敏君） 即答弁もできないようでございますので、要望いたしておきますけれども、私は特にこの配布物に、町の去年の100年の行事から気になっておりますが、大口中学校の歴史というのは恐らく今に50何年ですか、大口中学校の方は経過をすると思いますが、この記念誌はぜひ各戸に配布をしていただくようにやっていただきたいということを要望しておきます。以上。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 宮地計年君。

10番（宮地計年君） 1点だけちょっとお伺いしておきたいと思います。239ページ、野外活動施設費には217万が借地料として払っておられます。また、施設管理委託料75万、これは昨年50万だったと思いますが、出ておりますが、この野外施設については、1万2,034平米の中に道路敷地、また神社境内の西側の分が入っていると思いますが、その件ちょっと教えて

いただきたい。以上です。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） 野外活動施設の交付金の 217万円のお話だと思いましたが、道路敷地は入っております。神社境内も入っております。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 宮地計年君。

10番（宮地計年君） この道路敷地、また境内について、平米数はわかりますか。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） 神社地の面積は 1,200平米ぐらいだと思います。道路が 1,100平米ぐらいだと思います。図面を見ていないのでわかりませんが、机上の面積から言えば道路敷地は 1,100平米ぐらいになると思います。ただ、神社地は、初めから実際には抜いてありますので、支払いの関係は。ただ、神社地の西側に 500平米の玉垣が植えられているところがあります。そこは本来、神社地の方に入ってしまうという関係から、500平米は若干、支払いに関して難しい面があるかと思います。

議長（安藤 桂君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 野外教育施設の関係で御質問を受けました。

契約がございまして、契約では全部で 1万 3,726平米でございます。その中に境内地も入ってございまして、境内地の 1,692平米はその対策の支払いの面積には入ってございません。

もう一つ御指示がございました、境内地の西側の方に新しくつくられたところがございまして、今では地縁の関係の財産になっているところがございますが、そこについては上部が神社敷の延長のような形で処理をされておりますので、これについては下小口の区と地縁団体の方と話をしながら、解決に向けて努力をしてみたいと思います。よろしく願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 宮地計年君。

10番（宮地計年君） 今お聞きしますと、道路敷地、また神社西側の玉垣がいつまで入れておるとのこと。ちょっとそれは難しいとかいう話ですが、やっぱりこういうことはきちっとしていただいて、これは大きな問題です。大きな問題になります。町全体でこういう道路敷はいろいろありますので、きちっとした適切な処置をしていただかんと、大きな問題になると思います。これはまた改めて委員会の方でやらさせていただきますが、先ほどのもう 1点の 75万の方は、これは少し上がっておったようなふうですが。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） 75万につきましては、今年度、25万ぐらい上げております。その理由は二つあります。まず今、トイレの清掃があります。管理棟のところにトイレがありますけれども、職員が行ってやっておるような状態です。それは好ましい状態ではありませんので、それを下小口の地域の方で管理をしていただけたということが話の中でできております。その方にトイレの清掃を行っていただくと。それから、周りの垣根というんですか、ツツジが入っておりますね。そのツツジの剪定、さらには毛虫がわきますので、その消毒。それから、落ち葉の掃除ですね。そういうものを、昨年と比べまして平成19年度からお願いをするということで、その費用を若干見なくちゃならんだろうということで、25万ふえておるとというのが現状であります。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 私も1点だけ質問します。

きのうの夜ですけれども、私のうちに9時30分から40分ぐらいの間だと思うんですが、大口中学校付近の住民の方から電話がありました。9時40分ごろの時間になっても、大口中学校の工事現場が電気がこうこうとつけられ、中学校の工事が行われていて、人の声などもし、家にいても落ちついていられない状態だ、そういつて言われました。この方も工事をやってみえる業者のところへ行って、何とかならないかという話をしたそうですけれども、きょうは12時過ぎまで工事がかかるのではないかというふうに言われ、やめてほしいと言うと、それはできないというふうに答えられたそうであります。私はその連絡を受けて、すぐ教育部長さんにも連絡をさせていただきました。また、現場にもこの時間帯に行かせていただいたわけですけれども、清水建設の社員の方は若い人がたった1人この場におられただけでした。あとは下請の実際に作業をされる作業員の方が、多分10人前後だったろうと思いますが、僕が行ったときには電気は最小限に消されて、1灯だけ水銀灯がついておったわけですけれども、そうした中で作業をしておられました。

どういう作業だったかという、コンクリートを打設した後ですね。きのうは大変夜も冷えまして、コンクリートがなかなか固まらないということで、水が浮いてきたり何とかするわけですね。そういったことで養生をどうしてもせざるを得なかった、こういう説明が清水建設の方からありました。ただ、12時過ぎまでやるような工事になるにもかかわらず、中学校の付近の方に、きょうは遅くなるんだということであいさつもどうもなかったようであります。また、これだけ遅い時間まで工事をやられるということを発注者である教育委員会もこの状況を知らなかったようであります。

私、現場へ行って一番頭にきたのは、清水建設の現場の責任者がおられなかった。それから

もっと頭にくるのは、コンクリートの養生をするために、4時間、5時間かけて養生されたのかというふうかわかりませんが、工事を監理するべき黒川設計もだれもいなかった。私は現場の写真も撮らせていただきましたし、事務所内の写真も撮らせていただきましたが、黒川設計の人はいるのかと清水建設の方に聞きましたが、8時から9時ぐらいの間に帰られたと。その間、12時過ぎまでおよそ4時間余りの間、どういう工事をやっているのか、一体だれがそういった監理をするのかということでは、甚だその状況を見させていただいて疑問を感じたところであります。これで本当にまともな工事の監理がやられているのかどうなのか。本当にここは私ははっきりしていただかないと、いいかげんな中学校の建設をやられてはいかんとしますし、今度の平成19年度の予算でも4,365万2,000円もの監理委託料というのが組んであるわけです。こういった経過が大体かいつまんだ経過ですけれども、間違いありませんか。

議長（安藤 桂君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 吉田議員の御質問にお答えをしてみたいと思います。きのうの経過もございまして、述べさせていただきたいと存じます。

吉田議員、そしてまた地域の皆さんには、大変御迷惑をおかけしました。大変申しわけございませんでした。きのう、私の方へ吉田議員から電話をいただきましたが、私は工程の一部がまだわかりませんでしたので、すぐお答えができませんでした。大変申しわけございませんでした。

きのうの工事でございますが、生コン車が入った後、スラブ金ごてで押さえる作業でございます。それにつきましては、きのうは大分気温も低うございまして、担当者の方できょう朝聞いてみますと、12時ごろまで本当は3回、4回として押さえていかないと、中に水がたまってしまったり、表面に浮いてきたりすることがあると。ところによっては、冬だとか春の寒い時期にそういう工事を行いますと、建設業界の方では当たり前のような話をお聞きいたしました。でも、私も素人でございますし、それからまた地域の住民の方も素人でございますので、そんなときについてはちょっとお声をかけていただいて、ちょっと御迷惑をかけますが、こういうことをお願いしたいとか、そういうことの御連絡をいただきたい。そしてまた回っていただいて、理解もとっていただけるようお願いをしたいということで、お願いをいたしましたし、事後になってしまったんですが、きょうのお昼も所長と会って話をしてみたいところがございます。

そして、これからの解決でございますが、週令も毎週行われておりますし、いろんな時期もございます。所長さんもちょっと御都合があって、周辺の方へ全員回ってお話をされればよろしいんですが、一部回ってないところもありますし、一部の方については連絡が密に行ってなかったところもあるようでございます。そういうことについてはこれから、反省でございます

が、緻密に連絡をとり合っていて、みんなで作る学校でございますので、近隣の方にも御協力をいただいて、そしてつくってまいりたいと思います。御協力のほどお願い申し上げたいと存じます。

それから、黒川設計の方でございますが、危険な工事をする場合については工事の監理ということで立ち会って、終わるまで見届けてというのがあるようでございますが、打設でスラブだけの場合については業者さんだけで行い、そして翌日、その旨をお伝えなさって、現場を見ていただくというのが多うございます。そんなことございまして、黒川さんについてはそのとき見えなかった。そしてまた、今、生コンを打つ工程が多うございますので、清水建設の方におきましても交代で、時には、事務だとか何かをしながら12時近くになってしまうこともございますので、交代をして勤務につかれていますようでございます。清水建設につきましても、常時お1人はついていただいて、延べ2人で工事にかかわっていただいておりますが、みんなで作る学校ということで、いろんな町内の皆さんの御意見を聞きながらつくってまいりましたので、これからどんなことが出てくるかもしれません。そんなときにもお知恵を拝借して、その監理委託をしてまいりたいと思いますので、今回のことにつきましては、一つのこれから進めていくべく、いいものをつくっていくべきものの糧としまして、これから努力をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 大体のところはそのとおりなんだろうというふうで、私自身も理解しておるわけですが、必要な工事は当然進めていかなきゃいけないわけですね。ましてや寒いこの冬の時期に、特にまた急に冷え込んでしまったものですから、余計タイミングとしては、非常に悪い時期にこういう工事に今かかっている状況があるんだということなんですね。それは建設業界では常識になっておるわけですね。ということは、黒川設計がそういったことを知らないはずがないわけですね、逆に言うと。そうじゃないですか。にもかかわらず、それが12時過ぎまでかかってやらざるを得ないものなのに、そこに黒川設計さんが監理者として立ち会っていないというのが僕はちょっと腑に落ちないですね。私はそう思うんですけど、逆に長い時間かけてやらざるを得ないんですよ。何時からそういう養生をしておったか知りませんよ。私が電話もらったときには9時半ですから、そこから12時過ぎということだったら、3時間近くのことをやっていかなきゃいけないわけですよ。そうしたところの施工、一番大切なところですよ、言ってみれば。建物の一番大切な部分の養生をしておったわけですよ、やらざるを得ないわけだから。そこへなぜ黒川設計さんが監理者としてここにおられなかったのかということは、私は解せないんです。もしそういう説明をしてみえるのであれば、その時

間からでも本当に必要なものであるということであるのならば、そういう認識にちゃんと立てられるような状況にあるのならば、その時間からでも本当は回ってやらないかんかった。そういう工事かもしれませんよね。しかし、監理者がいないんですよ、こういうトラブルがあるときに。これについてどう思いますか。

議長（安藤 桂君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） 私の言葉足らずがあったかもしれませんが、よろしく願い申し上げます。

きのうは10時に作業は終わっているそうでございます。吉田議員が行かれたときだとか、近隣の方が行かれたときは、12時ごろになるかもしれませんという話をされたようでございます。きのうは……。

（「やめたんだ」と呼ぶ者あり）

教育部長（鈴木宗幸君） やめたんだか、ちょっとそこら辺は私はわかりませんが、今回は清水建設の方から話を聞きまして、黒川設計の方からまだ話は聞いてございませんが、清水さんの話ですと、そういう場合については設計さんがついてないときもありますよという話をお聞きしました。今発言をさせていただきましたが、黒川事務所についてはまだ私は聞いておりませんので、また聞いてから御発言をさせていただきたいと存じますので、よろしく願い申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） いずれにしてもそうやって深夜に及ぶ場合ですと、なおさらまたこういう問題が、私はまだこれから出てくると思うんですよ。ですから、きちっとした監理すべき者を、きちっと本当に説明できる人をここに置かなくちゃいかんと思うんですよ。本当に工事が終わるまで、電気がこうこうと、こういう水銀灯がついているわけですから、昼間のように明るいですよ、現場はね。それは私も確認はしておるんですけども、最初、部長さんが言われたように、地域の皆さん方の御理解を得ながら中学校を建設していこうという気持ちを監理者の方にも十分持っていただかないと、こんなことがたびたびあってはいかんわけですので、黒川設計さんの方とも十分事情も聞きながら、こういうことが常識だというような、一番いけない時期にコンクリートを打設しておるわけですので、当然、私は深夜に及ぶということであれば、こういうことも予測されておったと思うんですよ、これまでの経過からすると。ですから、十分にそこら辺のところは立ち合わせするように、これからも注意して進めていただきたいなと思います。以上です。

議長（安藤 桂君） 教育部長。

教育部長（鈴木宗幸君） ありがとうございます。清水建設、そしてまた黒川設計事務所とまたよく協議をいたしまして、住民の方に迷惑をかけないような、そしてみんなで作る学校でございますので、迷惑をかけないように皆さんにも御協力をいただいでつくっていきたくと思いますので、今後ともどうぞよろしくお願い申し上げます。以上です。

議長（安藤 桂君） 学校教育課長。

学校教育課長（江口利光君） 先ほど、河合議員さんからの御質問に対しましてお答えができませんでした。大変申しわけありませんでした。

大口中学校につきましては61周年の記念誌といたしまして 700冊、北部中学校につきましては23年記念誌といたしまして 800冊を予定いたしております。先ほど全戸配布をしたらどうかというような御意見をいただきましたが、予算上は合計で 1,500冊の予定をいたしておりますので、全戸配布はちょっとできない状況でございますが、今後、配布先につきましては再度検討させていただきますので、よろしくお願いいたします。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 河合唯敏君。

14番（河合唯敏君） よくわかる御回答をいただきました。先ほど私が要望いたしましたように、60年の歴史がある。私の子供も3人、孫も2人、それぞれの学校を卒業しました。せっかく60年間の記念誌をつくれるということなら、今のような半端はやめて、全戸に両方のものを配っていただく。これが大口町だと思いますが、よろしくお願いしておきます。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 田中一成君。

2番（田中一成君） 215ページの芸能文化開催事業委託料の中の 200万の中には、いわゆるコンテンツ委託料というものが含まれているというふうに総務部長から先ほど説明がありましたけれども、それで間違いはないのか、もう一度御説明願います。

議長（安藤 桂君） 生涯学習課長。

生涯学習課長（三輪恒久君） 含まれてはおりません。

事業の内容は、先ほど柘植議員に申し上げたように、我々が今やろうとしているのは、例えば交響楽の方を一つ中心にしまして、中学校のプラスバンドと一緒に共同で組むとか、そういう形であって、その中に、たまたま文化協会のそれぞれ合唱団だとか、ハーモニカだとか、ギターだとかあります。そういう方も一緒に入っていて、ともにやるということであって、単独でやるという予算は組んでありません。以上です。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 以上で、教育費の質疑を終了いたします。

続いて、款11. 災害復旧費から款14. 予備費までについて、予算に関する説明書の 244ページから 247ページまで、ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

以上で、災害復旧費、公債費、諸支出金、予備費の質疑を終了いたします。

続いて、給与明細書、債務負担行為に関する調書、地方債に関する調書について、予算に関する説明書の 248ページから 260ページまでです。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

以上で、議案第21号 平成19年度大口町一般会計予算の質疑を終了いたします。

議案第22号 平成19年度大口町土地取得特別会計予算について、歳入歳出一括して質疑を行います。

平成19年度大口町土地取得特別会計予算書及び予算に関する説明書の 261ページから 267ページまでであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第22号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第23号 平成19年度大口町介護保険特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を行います。

平成19年度大口町介護保険特別会計予算書及び予算に関する説明書の 268ページから 294ページまでであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第23号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第24号 平成19年度大口町国民健康保険特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を行います。

平成19年度大口町国民健康保険特別会計予算書及び予算に関する説明書の 295ページから

325ページまでであります。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 国民健康保険証に関連して、国民健康保険だもんですから、滞納されてみえる方については、今、短期保険証並びに資格証明書が交付されている状況があります。今の予算書を見ましても、歳入の部分で滞納額、歳入の部分でこれだけの収入なんですけれども、滞納で入ってくる部分がね。実際の滞納でまだ未納になっている金額というのは、もっとたくさん実際にはあるわけでしょう。これは一体どのぐらいあるのか、聞いてもしょうがない話だもんですけれども、とんでもない金額が滞納として未収になっていると思うんですよ。決算のときになると、そういうのが実際には出てきたりするわけなんですけれども、実際に短期保険証や資格証明書を発行することによって滞納額は減ってきましたか。減ってきたなら減ってきたと言っただけであればいいし、滞納世帯もそうしたことによって減ったのかどうか、そのことについてお尋ねをします。

議長(安藤 桂君) 保険年金課長。

保険年金課長(吉田治則君) 短期保険証、資格証明書、現在、短期保険証につきましては111件、資格証明書につきましては29件発行しております。御質問の、それによって滞納額が減ったのかどうかということですが、減ってはおりません。そういう状況であります。

(挙手する者あり)

議長(安藤 桂君) 吉田正君。

1番(吉田 正君) 滞納してみえる方への短期保険証、資格証明書というのは、一種のペナルティーですね。短期保険証をなぜ交付するかというと、例えば3ヵ月、6ヵ月、1年、こういう短期保険証が、大口町の場合は3ヵ月と6ヵ月だったかね。2ヵ月というのものもあるかね、1ヵ月もあるかね、今。毎月来ないと保険証が使えなくなっちゃうんですね。こういう状況で、要するに窓口に来ていただくことによって、納税をしてもらえるようにしていくというのが短期保険証ですね。資格証明書はどうなるのかというと、要するに7割保険給付というのはないんですね。資格としてはあるんでしょうけれども、実際にはお医者さんの窓口に行った場合には、10割負担しなければお医者さんにかかれぬ。前にも伺いましたけれども、資格証明書をもらった方というのは、一度もお医者さんにかかっただけじゃない。要するに、かかれなくなってしまうんですね、資格証明書というのをもらうことによって。払えないということについても、それはいろいろ理由はあるかと思うんですけれども、例えば資格証明書を発行する際に、こういう世帯構成の方については資格証明書は発行しないなどという、そういうものというのは何かありますか。例えば、福祉医療に該当している世帯は資格証明書は発行しないと

か。以前、私が聞いたときには、そういう制度があったように思っておったわけですがけれども、あと子供さんがおるとか、病弱な高齢者がおるとか、そういう方については以前は資格証明書を発行することは除外をしているという答弁を私は受けたことがあるんですけれども、今現在どうなんでしょうね。

議長（安藤 桂君） 保険年金課長。

保険年金課長（吉田治則君） ただいまの御質問の内容につきましては、ちょっと私も聞き及んでおりませんが、資格証明書、短期保険証を含めまして、基本的には要綱に沿っておるんですけれども、やはり国保被保険者間の負担の公平、また財源の確保、事業の健全な運営というような点から、短期保険証を前年度の納付額2分の1未満の方などに交付をしているわけですが、今現状では納税相談等々により柔軟な対応をしておるというような状況でございます。よろしく申し上げます。

（挙手する者あり）

議長（安藤 桂君） 吉田正君。

1番（吉田 正君） 柔軟な対応をしておられるということですが、私、この間いただいたのは12月議会の折ですが、資格証明書の発行世帯が37世帯で、大体所得金額からすると500万円以下の方がほとんどですね。36世帯の方が資格証明書になっていまして、所得金額が500万円以下。一番多いのは未申告というのもありますけれども、ゼロから50万円までの所得金額の方。こうした方について資格証明書が現在も発行されております。所得金額がゼロから50万円といいますが、恐らくですが、私は生活保護基準以下で暮らしておられるような世帯になりかねない状況ではないかなというふうに思いますけれども、そうした方からも国民健康保険税が徴収されて、また払えない事態が発生をする。それで滞納になる。滞納金額がどんどんふえていく。ますます払えなくなっていく。そういうことで、滞納件数そのものも減らないばかりか、より一層、国民健康保険に加入しておられる世帯の中には、健康をもむしばまれる事例もどんどん生まれています。そうした中で、私は少なくとも資格証明書の発行はやめるべきではないかなあということを思いますし、本当に滞納を少しでも少なくしていこうということになるのならば、こうした方々に対しても払える保険税、また生活が非常に困難な状況に陥っているとすれば、その世帯の生活再建に眼目を置いて事に当たるべきではないかなあというふうに思いますが、いかがでしょうか。

議長（安藤 桂君） 健康福祉部長。

健康福祉部長（水野正利君） 国民健康保険税の滞納の件での御質問でございますが、滞納の一番の原因といいますのは、やはり払える能力があるにもかかわらず払って見えないという方が多々あると。金額については、議員は御存じだと思いますけど、おっしゃらなかったわけで

すが、現に2億円というような滞納繰越分が生まれておるといふことでございます。ですから、そうした方につきましても、実際には、法文上は1年以上滞納がある方につきましても、すぐに資格証明ということになります。実際に保険年金の窓口では、そんな冷たいことはしておりません。といいますのは、分納誓約等の書類の提出、あるいはその場での一部納付等をいただければ、すべて短期保険証等の発行で対応しておるといふことでございます。

また、この場を逆におかりしてお願いするわけでございますが、個別にいろんな生活実態を議員も御存じのような状況でございますので、そういった情報をつぶさに私どもにお伝えいただければ、私の方といたしましてもそれなりの調査をいたしまして、資格証明書の発行、あるいは滞納・未納への対応の措置を講じてまいりたいと考えておりますので、よろしくお願ひしたいと思います。

議長（安藤 桂君） 他にありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） これをもって議案第24号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第25号 平成19年度大口町老人保健特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を行います。

平成19年度大口町老人保健特別会計予算書及び予算に関する説明書の326ページから332ページまでであります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第25号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第26号 平成19年度大口町国際交流事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を行います。

平成19年度大口町国際交流事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の333ページから339ページまでであります。

ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

議長（安藤 桂君） 質疑なしと認めます。

これをもって議案第26号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第27号 平成19年度大口町公共下水道事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を行います。

平成19年度大口町公共下水道事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の340ページから

372ページまでであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第27号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第28号 平成19年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を行います。

平成19年度大口町農業集落家庭排水事業特別会計予算書及び予算に関する説明書の 373ページから 388ページであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第28号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第29号 平成19年度大口町社本育英事業特別会計予算について、歳入歳出一括質疑を行います。

平成19年度大口町社本育英事業特別会計予算書及び予算に関する説明書 389ページから 395ページまでであります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第29号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第30号 愛知県市町村職員退職手当組合理約の変更について質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第30号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第31号 丹羽広域事務組合理約の変更について質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第31号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第32号 尾張市町交通災害共済組合理約の変更について質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第32号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第33号 尾張農業共済事務組合理約の変更について質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第33号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第34号 大口町と丹羽広域事務組合との間の公共下水道等使用料の徴収事務の委託に関する規約の制定について質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第34号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第35号 大口町道路線の廃止について質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第35号の質疑を終了いたします。

続いて、議案第36号 大口町道路線の認定について質疑に入ります。

ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

議長(安藤 桂君) 質疑なしと認めます。

これをもって議案第36号の質疑を終了いたします。

議案の委員会付託

議長(安藤 桂君) 日程第2、議案の委員会付託に入ります。

ただいま議題となっております議案第1号から議案第36号までについては、お手元に配付しました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することにしたいと思います。これに御異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長（安藤 桂君） 異議なしと認めます。よって、議案第1号から議案第36号までについては、お手元に配付いたしました議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

散会の宣告

議長（安藤 桂君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

あす以降は、各常任委員会開催のため休会とし、3月15日木曜日午前9時30分から本会議を再開し、一般質問を行います。

本日はこれをもって散会といたします。大変御苦労さまでした。

（午後 4時40分）